

議 事 日 程 (第 2 号)

平成28年12月7日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

日程第 3 議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 4 議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第 5 議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 6 議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 7 議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 8 議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※条例案件

日程第 9 議第93号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第10 議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第95号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第96号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第13 議第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第14 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番 齋 藤 武 君 2番 松 永 裕 美 君

3番	菅原和幸君	4番	筒井義昭君
5番	土門勝子君	6番	赤塚英一君
7番	阿部満吉君	8番	佐藤智則君
9番	高橋冠治君	10番	土門治明君
11番	斎藤弥志夫君	12番	堀満弥君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	佐藤啓之君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育委員長	渡邊宗谷君
教育委員	高橋栄子君	教育長	那須栄一君
教育委員	高橋務君	農業委員会会長	佐藤充君
教育委員	佐藤正喜君	代表監査委員	金子野周悦君

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 高橋和則

☆

本 会 議

議長(堀満弥君) おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

(午前10時)

議長(堀満弥君) 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、渡邊宗谷教育委員長が所用のため欠席、高橋栄子委員長第2職務代理者が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

なお、高瀬小学校より傍聴の申請がございましたので、遊佐町議会傍聴規則第7条第4項の規定により

許可したので、報告いたします。

また、企画課及び山形新聞社より写真撮影の申請がございましたので、傍聴規則第9条の規定により許可したので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番、齋藤武議員。

- 1 番 (齋藤 武君) おはようございます。天から本格的に白いものが降ってくる季節となりました。しかし、一方では冬来たりなば春遠からじとも申します。この時間の議論がまさにそうなるように願いつつ進めてまいりたいと思います。

では、本題に入ります。冒頭誤解なきよう申し上げたいことは、臂曲地区岩石採取問題についての抜本的解決は、議会と町が足並みをそろえ、そして当然のこととして町民の理解のもとで取り組まなければならないということであり、私もその認識を深く持っているということです。しかし、現実的な問題として議員の間でも事実関係の捉え方はさまざまであり、一方町のこれまでの町民に向けての情報発信や科学的観測データの蓄積など、万全のものであったとは言いがたいと考えます。そのため、議会と町が課題解決に向けて共通の認識を持つためという前提で、そして町民の方々とも認識をより共有するため、具体的、現実的な課題をこの時間は確認してまいりたいと思います。

さて、先月8日に遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に基づき、町は臂曲地区での新たな岩石採取計画について規制対象事業とする旨の認定を行いました。しかし、事業者は25日に県に対して本申請を行ったようです。現時点でこの本申請が受理されたかは定かではありませんが、町の認定にかかわらず、事業者は事業を継続する意思があることがうかがえます。そのため今後事業者から審査請求または訴訟による具体的な異議申し立てがなされることが十分に予見されます。

そこで、具体的な質問に入ります。まず、確認したいことは、いわゆる公有地化交渉をめぐる論点です。今月3日に新聞報道があった内容では、町は事業者の所有地、約47ヘクタールの公有地化を目指して28回にわたり事業者と交渉したものの、代替地が見つからなかったことを主な要因として交渉が決裂したとされています。また、町は公有地化を諦めたわけではないとしているものの、再交渉のめどは立っていないともされています。ここではプレスリリースがされていないものの、公益的観点から情報の開示をすべきと思われることをお聞きします。まず、土地そのものの価格及び営業補償額について、町は幾らを事業者に提示したのでしょうか。また、どのような方が町の交渉代理人となり、その代理人に係る経費は幾らだったのでしょうか。そして、交渉決裂の責任をどう捉えていますか。

次に、話題をかえて、新たな採石計画を規制対象事業とした根拠についての確認をしたいと思います。この根拠とは、ただ単に条例第何条に基づきというのではなく、該当条文のいわば証拠となる科学的事実のことです。規制対象事業とすることについては、もちろん私を含め、多くの方の異議のないところだと思います。しかし、それらの思いと同時に客観的な理由の裏づけも求められます。なぜならばそのことは、まず事業者が規制対象事業にすることを納得してもらうことに加え、今後想定される事業者からの異議申し立てと向き合うに当たって、裁判官等の第三者に納得してもらうためにどうしても必要なものだからであります。規制対象事業にするかどうかを町長に答申した水循環保全審議会では、その客観的理由、

つまり科学的根拠をめぐってさまざまな議論がなされました。しかし、その中で科学的根拠が十分に足りているとする意見はほとんどなかったと思います。そのような状況で規制対象事業にしたことに対し、その判断自体は異議はないものの、今後を考えれば判断の根拠には大いなる不安を禁じ得ません。町は、このことに対し、果たして大丈夫とお考えなのか、見解をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。本当に寒くなりました。どうも12月、11月ころ、季節の変わり目、遊佐町で大分年配の方が毎日のように死亡の広告があるたびに、ああ、今まで頑張っていたのに天気ややっぱりせいなのか、亡くなる方多いなということで、本当にできれば長生きして、暖かい季節ならもっともっと長生きできたのかなと思いつつ、本当に町民の皆さんから健康に気をつけてほしいなと思っています。ただ今1番の齋藤議員から共通認識を持つためにという形での質問ありましたので、答弁をさせていただきます。

まず、岩石採取の事業に対することでありますけれども、これまでの町は対応はどうだったのかということが言われるわけですが、本当は昭和の終わりごろから、昭和60年代後半から庭石の採取という形ですとずっとやっぱり地域と事業者と、そして胴腹の周辺環境保全協議会が主体となって反対運動を取り組んだのですけれども、最初に胴腹協との協定書を結んだのは平成8年8月10日であります。その当時は、庭石をとるために転石、表層の2メートルぐらいまでの岩石、庭石用にとろうということに対して始まった事業に対して協定書が結ばれておりますし、それから平成10年には覚書、これも臂曲に対して、そして平成15年には同意書、そして平成16年4月27日にはこれまでの転石でなくて、いわゆる沈石をとるという形で15メートルまでもよろしいですよという同意書が胴腹周辺環境保全協議会との間で交わされております。歴代、ここ昭和入って後半から菅原元町長さん、小野寺前町長さん、そして私になってからまさに町の最大の頭の痛い課題として、ずっとずっと苦慮してきたという経過がございました。ただ、黙って座して見過ごすわけではなくて、やっぱり私は就任してからすぐの21年5月13日、庄内開発協議会に対して、鳥海山山麓の自然生態系の保全について採石法の改正を国、県に求めたと。これが町としては初めてそういう法律の改正を求めたというアクションでありました。これらがやっぱり判断の基準が全く、昭和25年につくられた採石法以外によりどころがないという形の中で、どのようにして県なり町なりが判断の基準をつくっていくかということを考えてきたところでありました。そして、平成22年の9月2日の協定書以降については、事業を監理する委員会、これは環境基本条例に基づいて設置をしてきたということでございますので、許認可権等全てが町にあるわけではない中で、どのような根拠に基づいてどのような意見を申し上げるかということについて、非常に何もなしの中での事業再申請、再々申請の中では、なかなかノーという基準がなかったということで、平成22年、そして平成25年、協定書を結ばせていただいた。そして、25年の協定書の中では公有地化交渉の覚書を結びながら、そして事業の話合いの中身は結論が出るまでは公表しないこととして、これまで紳士協定、しっかり守ってきたということをご理解をお願いしたいと思っております。

去る9月9日に提出された岩石採取事業計画に関する事前協議については、11月8日に規制対象事業であるとの認識をし、事業者へその旨を通知するとともに、同日付で告示しております。その認定理由に

つきましては、告示文書にもあるとおり、事業規模が遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に規定する要件に合致したからであります。この条例は、特定の事業や全ての開発行為を否定しているものではなく、条例が定める範囲内であれば、それが可能であることを示してもおります。また、環境基本法に定めた環境基本計画には、環境問題の中には科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがあると指摘されている問題があり、完全な科学的根拠が欠如していることを対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ、予防的な方策を講ずるとの記載があり、町はこの予防原則も前提としながら、規制対象事業と認定した後も何らかの科学的知見の充実に努めるべく調査を行いたいと考えております。

公有地化交渉には、去る12月2日をもって採石の認可期限とともに、その事業に伴う協定書や覚書の有効期間も満了したわけですが、条件が整わず、合意に至ることができませんでした。しかし、決して公有地化を諦めたわけではなく、売っていただけるのであれば、いつでも応じたいという考えに変わりはありません。議員が心配されるとおり、今後町の決定に対する何らかの異議申し立てが十分予想されますが、県とも力を合わせて対応していきたいと考えております。科学的な根拠につきましては、科学者による断定的な結論はほとんど触れさせていない状況で、町民説明会、新たな計画に伴う開発行為の町民説明会では、事業者からはこの事業をやっても水循環には何ら影響を与えないという意見の発表があったと伺っておりますが、私はそれらをどういう科学的な根拠をもってその結論に至ったのでしょうかという事業者への質問書、そして回答をいただくように現在要請をしている段階であります。開発者が何ら問題ないと申すのであれば、それは科学者みずからがその証明をつけて公表する、そして回答するというのもう既に町としては要請書をお願いしているところであります。

平成25年7月に施行された遊佐町の健全な水循環を保全するための条例については、25年6月議会に提案させていただいた際に、訴訟のリスクはあるとの説明をしております。そして、賛成討論があった後、全会一致で採択された条例であります。全国的にも問題となっている例がある中で、この難題に取り組む姿を地方から主張してまいりたいと思いますので、議員からも条例採択の経緯とその重さをご認識いただき、何とぞ議会からの絶大なる協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、土地公有地化交渉、3年間、いわゆる国、県との交渉を含めれば42回にわたって行ってきました。ほかに事業監理委員会が計9回。このような中で価格については補償費も含めて、さきの全員協議会で具体的な説明をさせていただいております。ただ、議会に公表せいということであれば、それは今後の交渉の障害にもなるかと思いますが、担当の課長をして答弁をいたさせます。そして、交渉の経過において専門的知見のある方をお願いをしながら、そして町は1億円とか2億円とかいろんなうわさで買うのではないと言われておりましたけれども、うわさのひとり歩きにならないように慎重に、慎重にこれまで公表を控えてきましたので、議会の要望であれば公表いたしますけれども、うわさとは全く違った現実的な値段であるということをご理解をお願いしたいと思います。また、代理人への交渉の対価等についても課長をして答弁をいたさせます。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、町長の答弁に若干補足をさせていただきます。

一部の新聞には交渉が決裂したとの報道があり、確かに覚書による公有地化の交渉期限は過ぎたわけがありますけれども、町は公有地化を断念したわけではなく、最善の解決策は公有地化にあるという認識は全く変わっていないということでもあります。ただし、現時点では新たな交渉の約束を取りつけているわけではございませんので、これからどうやって進めていくのかを今申し上げることはできないという状況にあります。今後の可能性として公有地化の選択肢だけは何としても残しておきたいと思っているところがあります。

それでは、先ほどの齋藤議員の質問にありました公有地化交渉の中で提示額という部分を説明したいと思います。土地区画につきましては、面積が46.6659ヘクタールということで、金額が2,650万2,416円です。営業補償額につきましては、合計で4,237万4,900円、これは税金を含んでいない金額であります。

続きまして、交渉代理人についてお答えをいたします。町の代理人につきましては、土地の売買に関する専門的な知識、資格を有していること、それから現地の土地の状況を把握していること、覚書締結に至る経緯を理解していることを条件に人選をいたしました。委託契約を締結いたしまして、1回につきこれも税別で2万円という金額を支払っております。覚書を締結後、これまで代理人の方からは13回交渉をいただいたということで、それに対する金額をお支払いしたということでございます。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 土地の価格等々、補償額につきましては、金額として了解いたしました。この場で高い、安いということの議論は差し控えたいと思います。ただ、交渉につきましてもう少しお聞きしたいことがあるのですが、最初のころ覚書を結んで、交渉しますよという話をおよそ3年前にされたわけでしょうけれども、そのときに私の受けた感覚ですけれども、比較的早い時期に交渉が妥結するのではないかなというような空気が町執行部から出ていたように私は感じております。ところが、ある時点からなかなかこれは難しいというような話になりまして、結局交渉が成立しなかったというふうな経緯をたどったのかなというふうに思います。普通に考えれば行政がかかわる交渉ですので、全く当てもないところから交渉を始めましょうということは余り考えられない。ある程度事前にこれは成約できそうだなという感触をつかんだ上で話を始めるというのが普通考えられることだと思います。そう考えると、やはり当初3年前のときは何とかかなりそうだなという見込みがあったのかなというふうに私は思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。簡潔にお答えをお願いします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

これは、あくまでも交渉事でございますので、楽観的な感覚というのは当然持っていないという状況だと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） これは交渉事ですというお話であれば、それで終わってしまうのですけれども。ただ、必要があれば今後交渉のもっとさらに具体的な、1回ごとにどういう話し合いがされたのかと

いうこともひょっとしたらお聞きをしなければいけないのかなというふうに思っています。きょうは、このことに関しては、この時点でとめたいと思います。

いわゆる規制対象事業にした根拠について確認をしたいと思うのですが、いろいろな考え方がある中で、例えば11月8日の朝日新聞の報道なのですけれども、専門家の意見として新聞が取り上げているのが町が採石を禁止すれば、業者が条例は採石法に抵触するという理由で訴訟を起こす可能性があるというふうな指摘をしています。さらに、専門家の指摘として、町が訴えられた場合に重要なことは禁止した根拠を裁判で十分に示すことだというふうにこの新聞は書いております。そのときに例えば先ほど町長がおっしゃった予防原則ということが裁判で取り沙汰される可能性があると思うのですが、予防原則の考え方です。私は、予防原則という考え方は結構だと思うのですが、予防原則というのは前提条件として調査はしました、目いっぱいしました。だけれども、ここまでわからなかった。なので、ここからは先予防原則を適用しようということであって、ただ単に予防原則、予防原則というのではなく、やっぱりぎりぎりいっぱい調査した上で言うということが前提だと思うのです。そう考えたときに果たしてこれまで、特にここ3年間、遊佐町における調査が十分だったのかということに関しては非常に私は疑問があるのです。全員協議会で町に対してどのような3年間調査をしてきたのか、資料を示してくださいというふうにお願いましたところ、遊佐町横堰水位観測業務委託の報告書というものが示されました。ところが、これだけだったのです。これをもってして予防原則をここまでわかったあるいはわからなかったということが証明できるのかということに対して私は非常に疑問があるわけなのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町は、かつて鳥海山フォーラムという24年の12月24日に遊楽里において、23年度、24年、2年間にわたって地球研にお願いした、いわゆる地下水脈調査でわかった多くのことというような形でデータをいただいております。こういう事業も予算的に考えれば、2年間の支出が単独でやっぱり1,000万円を超える予算を使っています。そういうのを毎年、毎年行うのではなくて、やっぱり何年かに1回という形でやっていかないと、こういう事業については、それはそれは全てのすばらしいデータが示していただいておりますけれども、断定的なことはほとんど述べられていないと、予想があるとか可能性が高いと。やっぱり科学的根拠を明確に町に示ささいよと言われても、あれだけの鳥海山の水がどこからどのように来ているのですかと、それは継続的に何年かごとにやっただけではほとんど、科学者は確かに理解するのでしょうか、一般町民まではなかなか難しいであろうと。特に先ほど私は壇上で申しました。事業者が安全であるという言葉を出した事業については、開発事業者がその証明を町に対してなすべきではないか、それが世の中のルールだと私は思っています。町は、環境保全のためには一定の支出はしますけれども、それが1,000万円を毎年使いなさいよと、そういうことでいったら果たして町民、12億円しか税収のない町で可能なのかというときには、やっぱりある程度何年かごとという形を理解していかなければならないと思っています。根拠については、それは2年間、23年度、24年度、2年にわたったあのデータ以上のものは、まだ町としては持っていないということでございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） そのときのデータというのは非常に貴重なものでして、重要なものであると思

ます。ただ、そのとき既に指摘があったと思うのですけれども、やはりそれで完璧だったかということ、例えば物質の、同位体の調査をしていますので、定性分析ということはされていると思うのですけれども、そのものがどの程度の量移動しているかという定量分析についてはほとんど情報がなかったと思います。それから、それが毎年どのように変化をしているのかという経時変化に関してのデータはないはずで、それ以来していないとなれば。そのときに毎回1,000万円をかけなければ調査ができないのかということも必ずしもそんなことはない。あるいは先ほどの示した横堰の水位観測ですけれども、水位の観測地点の工夫をすることによって、ひょっとしたらこれよりもっといいデータがとれたかもしれない、研究者と協力体制がとれば。そういう部分でお金の話ということで、これは片づけてはまずいと思うのです。さらに言うならば、同位体に関しては水さえとっておけば、ちゃんと保管しておけばコンディション変わらないと。だけれども、今から2年前の水をとるということはできないのです。でも、2年前に水をとっておけば、将来それを調査することもできる。そういうような調査というのもできたはずなのです。そういうことがされていないことに対して、私はどうかなというふうに思ったので、お聞きしたわけですが、もう一度そこら辺お願いできますか。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町としてはこれからも引き続き調査を継続していくということでございます。さらに、町長答弁にもありましたとおり、今業者のほうにもデータを求めております。1回目の提出については提出をされなかったということで、今2回目の提出を求めています。2回目、12月の14日までに提出をしてもらうことで今通知しておりますけれども、それが出てこなかった場合には再度提出を引き続き求めていくということでございます。今齋藤議員から提案のありましたそういった考え方に基づく資料につきましても、今後前向きに町としてはデータを収集していくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） それで本当にいいのですかということなのです。怒りを覚えるのですけれども。町民の皆さんは、今不安に思っています。町の条例ができた。それで、確かに行政処分なので、採石はとまるかもしれない。だけれども、その結果として裁判を起こされて思わぬ返り討ちに遭うかもしれない。そうしたときに果たしてどうなるのだろうかということに対してやっぱり町民は不安を持っていると。そこに対してちゃんと説明する、これこれこういう資料があるので、証明できますよという説明する必要があると思うのです。それから、先ほど町長の答弁で議会の承認を得て条例ができたということで説明がありました。この前の全員協議会でそのときの議事録がわざわざ添付されて配付されました。私も読みました。訴訟のリスクがあることを承知だという答弁がある。その上で全員賛成でした。ところが、それに関しての解釈ですけれども、私はこの当時、町議ではなかったですけれども、町議の方々は条例は当然賛成だと。だけれども、条例を執行する善管注意義務というのは一義的に町にあると思うのです。なので、そこであくまでも町議が悪いととれるような言い方をするのは私もおかしいと思うのです。その執行に関しては、やっぱり町に責任があるのではないですか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 条例を立ち上げるに当たって、遊佐町ではまさに山形県に水循環基本条例を設置を求めながら、そして県と一緒に条例を整えてきたという事実があります。町が単独で設置したものではないと。山形県の会議に毎回、毎回職員を派遣しながら、そして町の条例とあれほぼ同じかな、務君、ほぼ同じだな、県の条例と町の条例というのはほぼ同じ、そして規制のエリアについてもほぼ同じエリアを涵養保全水域とか、そんな形で進めてきた経緯があります。やっぱり県と町が全く独立して条例をつくるのではなくて、そして条例をつくるに当たっても国に対して新しい岩石採取法をしっかりと改正していただきよと求めたときに、許認可権を持つ県がそれぞれの条例によってその地域に合った対応をなささいよという、経済産業省政務三役会議の結論を得ての県の答えに対する県の条例要請をしたわけでありますので、県と一緒につくってきた。そして、町の健全な水循環を保全する条例と山形県の水循環基本条例は、全く同じエリアをほぼ近い条例で制定しているということでありますので、許認可権を有する県が遊佐町と連携、遊佐町に支援をしていただいて、そしていわゆる許認可に対する責務を負ってもらうのは山形県でありますから、私たちは願うしかないので、町としては。町長が幾らノーと言っても、それは法律的に県が認可するものについてでありますので、その辺のご理解が少し不足しているのではないかと考えています。そして、遊佐町議会でもさきの6月議会で議員発議で、いわゆる岩石採取の問題についてしっかりと町と同じような対応をとるよという発議を県にお願いしたところでありましたし、その3年前、平成24年の12月議会においてもやっぱり政策提言等、町と県が同じ方向を向いてしっかりとこれらに対応していただくように、それは署名も、あれは農政対から署名をいただいて県に届けているという現状でありますので、県が町としっかりと連携をして同じ方向で動いていただける、町としてはこの条例に基づいて規制対象とするという権限しか、現在の遊佐町の採石開発行為に対する権限はない中での必死な抵抗といえますか、全国でもこういう条例を持っている町はうちの町しかないというような思いでありますので、それらについて新しい取り組みをさせていただいているというふうに理解をお願いしたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） 遊佐町の行政処分の権限って非常に重いと思います。県が最終的な認可権を持っているからということも理由にできない、その意味では善管注意義務は重いという指摘をしたわけです。もう一点、町長にせつかくですので、確認したいのですけれども、全員協議会のある場所でパブリックコメントをしたときに県の条例をつくったときに業者は異議申し立てをしたと。町の条例のときには異議申し立てはしなかったと。したがって、業者は町に対して裁判を起こさないのだというような趣旨の発言をしていました。私それに関して全く理解できなかったのですけれども、それどういう意味でしょうか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 訴訟のリスクについての具体的な表現は、本当はこういうところでやれば全て会議録で事業者にも伝わるということですので、実は穏やかに余り発言したくないのですけれども、町民の皆様様の代表の議員からの質問ですので、お答えをしたいと思います。町では、平成15年6月1日付で町の環境基本条例を定めております。この第4条で町民の責務、第5条で事業者の責務、第6条で町の責務、これは定めておりますので、これについては実は事業者はあの土地を買ったのが平成18年の3月ではないかと思っていますので、事業者が入る以前から町としては、事業者は町の行政に協力するものとするという第5条に理解していただいているというふうに思っております。また、平成25年4月1日、これは事業

者が事業者、後づけではないかと確かに言われると思います。25年7月1日の発効したいいわゆる健全な水循環を保全する条例では、第5条でやっぱり事業者の責務について定めておりますけれども、これは事業者から言わせれば後づけではないかという形になるかもしれません。ただし、健全な水循環条例は国立公園、自然公園法と同じ開発行為については、全ての開発行為を否定するものではないという認識でありますので、指定エリア、水源保護地区、水源涵養保全地区の指定を行っていったときに、縦覧という手続を町は行っておりました。縦覧については当然水循環審議会の意見を聴取し、そして期間を定めて縦覧したわけでありまして、何人からも異議申し立てはなかったということは事実でございますので、それらについて異議申し立てがないということは許認可権がないから相手にしていないというふうな理解を私はしております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） ちょっとわからなかったのですが、これ以上すると時間がなくなりますので、課長に答弁を次お願いしたいと思います。いろいろ話はあるわけですが、ただ少なくとも言えることのひとつとして、遊佐町役場のスタッフだけではやっぱり手に負える問題ではないということだと思います。それは、科学的な話も、自然科学の話もありますし、あと法律的な話もあります。そういうときに外部の専門家としっかり連携をとっていかなくてはいけない。そこに関してしっかりとれていますかという疑問もやはり持たざるを得ないわけなのです。例えば水循環保全審議会の傍聴をしていたりしても法律、環境法の専門家から相当厳しい指摘、町役場はされております。あるいは2012年、今から4年ぐらい前ですが、水文学の専門家は遊佐町に対してこのような手紙を送っております。12月24日の鳥海山フォーラムの会場で町長から調査に協力するよう言われ、私は考えておくと申しました。しかし、現状のまま、つまり町長や町自身が明示的に採石に反対の姿勢を見せない限りにおいて、町からの依頼で調査をしたり、調査に協力することは不可能だと、申し上げることはありませんというような文章も遊佐町長宛てに出されております。これは町長、ご存じなはずですが、そのような状況において町に対して専門家の方が協力してくれるような体制が今ちゃんと構築されているのかどうか。これから大変なことを迎えるかもしれないのに、そういう協力体制がなければ町、裸の王様になってしまう。そういうことを危惧するわけなのです。そこら辺専門家と連絡とれていますか、課長お願いします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今のその当時の専門家の意見としてそういうことがあったと。そのとき、そのときの状況が違うわけですので、いろんな意見があるかと思えます。今現在は、先ほども答弁で申し上げましたとおり、これから引き続き訴訟にかかわりなく調査をしていくということでございますので、専門家とは一定の連絡をとりながら、これから調査を続けていくということで調整をしております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） それは、文字どおり本当にお願ひします。大変なことになりかねないと私は危惧しておりますので。

（何事が声あり）

1 番(齋藤 武君) いや、ごめんなさい、時間がないので、ちょっとしゃべらせてください。やはりこれからということについても時間がないので、触れなければいけないと思うのですけれども、11月8日の午前中に全員協議会がありまして、私はその場で町長に規制対象事業にすることについて、あと今後こういうことが起こるかもしれないということを町長みずから町民に説明すべきではないかというふうに申し上げました。そうしたところ町長か課長かどちらかちょっと記憶曖昧なのですけれども、そのことは町の広報で町民にお知らせするので、町長みずから説明することはないという返事でした。しかし、11月15日、そして12月の1日の広報、どちらを見てもこのことは載っていないのです。では、これ何で載っていないのですか、課長。

議 長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

これにつきましては、全員協議会で広報でお知らせすると皆さんに説明をいたしました。今現在1月1日号に載せることで準備を進めております。

議 長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) やっぱりこれ非常に重要なことですので、一枚刷りを挟むとかいう方法あったと思うのです。やはり遅くとも12月1日号、これは町民の方に向けて情報提供すべきだったというふうに思います。

それから、3年前のときと比べてやはり町の条例ができたということによって、法律関係が非常にややこしくなりました。町の条例が1つ入って行政処分がされたことによって状況が相当変わっています。そこら辺がややこしくなったことによって混乱が起きているというふうに私は思います。例えば法律に基づいていることなのか、それとも法律でなくて県の内規のことなのかあるいはそれが法的拘束力があることなのか、ないことなのか、さまざまなことがあります。そこら辺に関してしっかり町民に対して、私たち議員も説明をしなくてはいけないと思うのですけれども、町としてもしっかり説明をすべきだと思うのです。そうでないと、やはり話のひとり歩きというのもまたされるのではないかと。なので、やはり基本的には広報でお知らせするのも結構ですけれども、ちゃんと説明会を開いて周知するということは、行政手続の仕組み等々は行政の専門家の町から説明すると、そういうことがあってしかるべきだと思うのですけれども、そこら辺はいかがお考えですか、課長。

議 長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) 今のところは1月1日の広報で町民に知らせるという考えでございます。町民説明会を開催して説明をする必要があるかどうか、これはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

議 長(堀 満弥君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は、ことしちょうど10年間の第8次の振興計画を策定をし、そしてこれを今印刷しているところであります。年度、年がかわったら区長会等に臨時の総会をお願いしながら、これらの第8次振興計画も説明をさせていただく予定になっておりますので、それら等の機会を通しながら、やっぱり各集落の区長さんにはこの経過等についてしっかりと説明をさせていただきたいと、このように思っています。そのためのだけでなく、一緒にやる機会がもう今、年明けるとすぐ来るような状況になっておりますので、その場を活用させていただきたいと思っています。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） それから、傾向と対策ということではないですけども、やはりここまでなっていますので、はっきり申し上げますけれども、裁判の事例だとか、あと公害等調整委員会の裁定の事例というのは、やはり細かくしっかり検討したほうがいいと思います。私の勉強不足だったら申しわけないんですけども、私の認識では今現在の採石あるいは水資源の保全に関する裁判の論点の一つとして取り上げられているのは、町はそういうような処分をするときに事業者に対して配慮義務があるということが大きな論点になっているというふうに考えます。ところが、配慮義務というのは、では何ですかというのが裁判では明示されていないわけなのですけども、配慮義務がないときには違法性を帯びますよというふうにされています。それについて課長、どのように情報をつかんで考えていますか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） これまでも裁判事例につきましては、専門の先生からいろいろな資料をいただき勉強しているところであります。配慮義務ということの違法性という部分でありますけれども、今詳しい資料等ございませんので、それは後ほど調べさせていただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 配慮義務というのは、当然業者に対しての配慮義務という話を今私したわけですけども、一方で先ほどの話の繰り返しになるかもしれませんが、町民に対してもやはり配慮義務があるだろうと。そこは説明という意味においてやはり配慮義務があるだろうというふうに考えます。これも言いたくない話ですけども、裁判という話をさらにするならば、業者から裁判を起こされるという危険性は当然ありますけれども、事の進展によっては町民から裁判を起こされると、町が、ということもあるわけなのです。ですので、そういう意味においてやはり十分そこら辺は注意して向かったほうがいいのではないかとこのように私は考えます。

もう一点、これからすべきことの具体例、ちょっと観点が違いますけれども、積載量についての話です。この次の阿部議員が認可期間は終わったけれども、場内に積んであるものを運び出しができるのかという論点についてお話しすると思うのですけれども、そのときに7トンまでの積載で町道は通ってくださということは今までやってきたはずですけども、そこら辺の遵守されているのかということに対しては町民は非常に疑問を持っていました。何か集まりがあって意見交換があると、7トンを超えているのではないかという意見が必ずと言っていいほど出ていたわけなのです。これから運び出すときに7トン厳守してもらうということについては、課長はどのような決意を持っておりますか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 1回当たりの要するにダンプ、トラックの積載量については、7トンということとで監理委員会の中で決めて、それを守っていただいているわけでございます。これまでも1回1回はかって出していただいているわけではございませんので、1度こちらで7トンを計量して、それを写真に撮ってこのくらいの量だということで、これまでもそれを守っていただいているという状況でございます。確かに目視でございますので、多く見える部分もあるかと思っておりますけれども、これは町と業者とのこれまでは覚書の中でしっかりと協定を守っていただいているという認識を持っているところであります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 確かにそうだとでも毎回、毎回7トンを守っているのかどうかという話が出るということは、そこら辺について例えば町民に伝わっていないのかもしれないし、町民から見てそのやり方がやっぱり不十分だと思われるのかもしれないです。したがって、7トンということに関しては今後ともよくよく注意して対応いただきたいというふうに思います。

時間もなくなってきましたので、最後の締めに参加しますが、事業者の土地というのは約47ヘクタールという話もありましたけれども、今先般規制対象事業にした場所以外の土地はあるわけです。となると、場合によっては別の計画を提出してくるということも十分私はあると思います。それは、ことしか来年かいつかわかりませんが、そうなったときに先ほどの話の繰り返しですけれども、やはり基礎的な湧水に関する調査がされていないと、またそのときわたたすことになってしまうと。それから、当然ジオパークということに関して言えば、町全体で地下水がどういうふうな流れをもって日本海に注いでいるのかということを知っておくということは、別にこれ採石問題ではなくてもやはり重要だというふうに思います。したがって、また繰り返しになりますけれども、ぜひこの調査と、湧水に関する調査というのは本当に積極的にやっていただきたいというふうにお願いをします。

最後、もう一つ言わせてください。本当最後の最後ですけれども、これが例えとして適切かどうかわかりませんが、一つの例え話を申し上げたいと思います。飛行機が高い空を飛んでおりました。そのときに何らかの原因はわかりませんが、エンジンが片方とまりました。目的地までまだ遠い。どこかの近くの飛行場に緊急着陸をしなければいけないというふうになりました。そのときにその飛行機が行き先変更も告げずに何も言わずに、ただ近くの空港に到着しましたということは恐らくないと思うのです。そのときにちゃんとパイロットは、この飛行機はエンジンが片方とまりましたと。だけれども、皆さん安心してくださいと。きちんと操縦をして緊急着陸をしますと、皆さんはこれこれこういう態勢をとって衝撃に備えてくださいと、どうぞ安心してお任せくださいということをして安心してもらうのです、乗客に対して。これ例えが適切ではなかったら申しわけないのですけれども、遊佐町に飛行機を例えるならば、私はこの例え決して当たらないということないと思います。エンジンがとまってしまったという、今例え訴訟を起こされるというのがエンジンが片方とまったというふうにも例えることもできますので、そのときにキャプテンである町長が私たちはこれこれこういうふうになりますよと、こういう対策をとります、こういう資料を持って当たりますと、ぜひ安心して町民の皆さん、ついてきてくださいというメッセージを出すということが必要だと思うのです。それをメッセージも出さず、緊急着陸をして着陸失敗したら大変なことになる。ですので、話何回も大事なことで繰り返しますが、ぜひ直接町民に特にメッセージを送ってほしい。町長、これまで採石に関する意見交換会あったときに私の記憶です、課長、副町長は出席ありましたが、町長の出席、一回もなかったと思うのです。それに関しておかしい、何でだと言っている町民はいます。やはり町民をぜひ味方につけてやらないといけないと思うのです、キャプテンとして。ぜひそのことはお願いをして質問を終わります。何かコメントありましたらお願いします。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) まず、調査についてであります。今鳥海山・飛島ジオパーク、本当に認定されました。これの中にはジオパークの認定には、保全に関する活動、調査等も含まれるということが示して

おりますので、これをいい機会としてしっかり何年かごとにやっぱり、それは予算、議会の議決をいただかねばならないのですけれども、調査も続けていかなければならないということは間違いのない事実だと思っておりますし、この鳥海山がやっぱり傷つけられてこれでよしとする人間は、遊佐町としてはそれはふるさとの山ですから、いるほうがまずおかしいのではないかと思います。それについては、やっぱり保全について万全を尽くすということは、それは当然のことだと思っております。

ただ、私も平成7年から議会議員させてもらいましたけれども、私が議員でいた時代には採石問題等を議会で公表するということは一遍もありませんでした。私は、その反省に基づいて全部公にしていよいよと。やっぱり公にしてから議論していきましょうよという形を記しておきますので、説明会のみならず、実は一番の代表機関は遊佐町議会なのです。そこにしっかりと議論をしていただく資料は届けていきたいと、そして公平に公表していきながら議論いただければありがたいと思っております。私がどの会議に行ったからないとかでなくて、やっぱり町を代表する機関は、町民を代表する機関は当然議会でありますから、議会にそれらの資料をしっかりと公表して進めていくというのは私の、これというか、歴代町長が全てが負う責務だと思っております。15メートルも掘ってオーケーしましたけれども、町ではありませんでした、どこかの外郭団体でしたとか。その半年後に岩石採取の質問が来ても一言もそのことは触れませんでしたというような、かつての自分が議員時代に経験したことは絶対やりたくないなと。大いに公表、どんどん公表しますから、それらのデータに基づいて議論していただければと思います。

私は、平成25年1月11日に町の取り組み経過と今後の方針についてというのを町として公表させていただいておりますけれども、それについてしっかりと条例、そして県の条例、国の条例、国も法律、水循環基本法を設置しました。ただ、国は次の段階まで進んでいないというような計画です。国は、水循環基本法をつくったら各県に水循環基本計画をつくりなさいよというふうな進め方をしなければならないのですけれども、残念ながら国はそこまで進めていない。だけれども、県としては水循環保全条例づくりながら町もつくってきた。そして、環境保全のための新しいルール、岩石採取の認可が法令で基づくものであることからということで、これについてA3、2ページにわたって公表しております。最後に、豊かな水資源の恵みを後世にという部分においては、24年12月24日に開催した鳥海山フォーラムのことを触れながら、そして町は予防原則を基本に、今後水資源に重大な影響を及ぼす可能性の高い岩石採取計画には反対の意思を明確にしていきたいと考えていますというふうに踏み込んだ形の方針を実は公表させていただいております。先日の水循環審議会、それから環境保全審議会で、この方針等を知っていた方で環境審議会の方は、アリバイづくりのために会議したのではないでしょうねというお叱りをいただきましたけれども、審議会については広く町民の皆様の意見を求めるという形で、あえて私は事前に結論を申すことなくやってきましたので、重々この基本方針ぶれないで進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) たまたま岩石採取のお話が続きます。先ほどの町長答弁にもありましたように、鳥海山・飛島ジオパークという認定をいただいた中で、自然豊かな遊佐町が抱える課題についてやはり我々は後世に残すためにいろいろ考えていかなければならないと思い、この課題といたしましたので、よろ

しくお願いをいたします。

まず、通告に従いまして岩石採取についてお伺いをいたします。12月2日の事業期間の終了にかわり、新たな岩石採取事業計画については、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の規制対象に当たるとして事業の中止を求めています。12月2日までに採取された岩石は現場にストックされていて、現在も搬出が行われているようであります。これまでの事業で採掘された岩石は、今現在どれほどの量がストックされているのかと、この岩石はいつまで搬出できるものなのか、町としての考えをお伺いいたします。

また、3年前に交わされた協定書では、緑化復旧をもって事業の終了とうたわれております。9月の議会の中でもお伺いしております。10月24日、両常任委員会で視察した限りでは、今後かなりの期間を要するものと思われまます。町や監理委員会ではどう捉えているのかを質問いたします。

もう一つ、今回の事業計画は、現在採石している現場から拡張する計画であるため、深掘りになることや1万平方メートルを超える面積にわたることなどで規制の対象といたしましたが、公有地化交渉が成立できなかったことから、今後ほかの地点での事業計画申請がなされた場合、同条例の対象となり得るのか、基本理念をもう一度確認したいと思います。町の考えをお聞きいたします。

続いて2つ目、パーキングエリアタウンの進行状況について質問いたします。この進捗状況についても町民の皆さんはかなり情報を欲しがっておりますので、よろしくお伺いいたします。いわゆるスーパー道の駅を目指して、視察も含めて調査研究されているかと思えます。東日本大震災からの復興を目指して、スーパー道の駅第1号が営業を開始しているともお聞きしております。鳥海山・飛島ジオパークの認定とともに、観光の拠点としても町民の意識が盛り上がっていくことと思えます。期待を込めてプランの進行状況を質問いたします。

これで壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、7番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

採石場内、採石問題等の質問がありまして、現在ストックされている岩石の搬出の問題、それから緑化復旧の問題、そして新たな計画についてはどう対応するのかというような、大きな視点でいくとそんなことだと思いますけれども。採石場内においての現在ストックされている岩石については、採石の認可期限がことしの12月2日までとなっており、その後も搬出可能かどうかは県において国へ確認をとっており、回答待ちであるということでもあります。また、場内の緑化についてのご質問をいただきましたが、基本的には採石が終了し、のり面形成が完了したところから植栽することが求められております。しかしながら、のり面形成後に植栽した場合、冬期間を迎え苗木が根づかず、積雪により倒されてしまうなどの理由がある場合は、他の事例等も参考にしながら、来春に行くことを許認可権者である県も了解しているということでもあります。一方、昨年春、そしてことしの春に植栽した分についても定期的に確認しておりますが、やはりかなりの割合で枯れかかっている状況にあり、事業監理委員会において事業者からは、来春の植栽のときにこれら枯れた箇所についても一緒に補植するとの約束をいただいております。また、事業認可期間が満了したとしても、しっかり苗木が根づくまでは事業者が責任を持って緑化に取り組むこと、県が事業者を指導することは、これまでの事業監理委員会において確認しているところであります。

続いて、去る9月9日に提出されました事前協議の採石事業計画についてであります。同じ区域で面

積を拡大しての計画であるため、継続申請のための事前協議と扱っており、新たな場所で事業を行う場合は新規申請のための事前協議が必要となります。いずれの場合でも町の条例に照らし合わせた上で、審議会等意見を求めた上で、規制対象事業としての認可するかどうかの判断をすることとなっております。

次に、パーキングエリアタウンについてのご質問でありました。遊佐パーキングエリアタウン整備計画事業の計画策定経過については、昨日、11番、斎藤議員の質問に答弁をさせていただいております。現在、遊佐パーキングエリアタウン基本計画をもとに事業化に向けた計画づくりを行っているところでありますが、今最も課題となっているのが整備手法であります。現在の道の駅、鳥海ふらっとは、多くの観光客よりご利用いただいておりますが、町が休憩施設、情報提供施設、地域振興施設を全て単独で整備する単独型で整備したものであります。パーキングエリアタウン計画については、現在事業中の日沿道、酒田みなとから遊佐間と遊佐象潟道路をつなぐ町内唯一のフルインターチェンジである（仮称）遊佐鳥海インターチェンジ周辺への整備を検討しております。無料区間の高速道路でありますので、基本的にインターチェンジの乗りおりは有料区間と比べ容易ではありますが、高速道路利用者の利便性を考慮した場合、高速道路本線から直接出入りできるよう接続方法を検討しているところであります。また、整備手法についても簡易休憩施設や道路情報提供施設については道路管理者が、いわゆる国が、そして地域振興施設やこれらに付随する駐車場やトイレの施設は町が行う一体型で整備が進められないか、日沿道の道路管理者である国土交通省酒田河川国道事務所と協議を行っているところであります。酒田河川国道事務所からは、日沿道における休憩施設の配置としては、（仮称）遊佐鳥海インターチェンジ付近は適切であるという話をいただいておりますが、無料高速の休憩施設としての整備スキームはいまだに決定されておらず、どのような方向で整備すべきか、それを中心に国、県と協議をさせていただいているところであります。

パーキングエリアタウンのプラン内容ということでありましたが、基本計画に掲げている4つのテーマ、鳥海山観光のゲートウェイ、観光の拠点、農林水産業の6次産業化の拠点、そして防災、エネルギーステーションの機能を基本に準備を進めているところであります。また、山形県においてもやまがた道の駅ビジョン2020（よってホッと、めぐってグッド！『やまがた』見つかる未知の駅）が策定されております。これは、県全体の道の駅が連携してやまがた道の駅という統一的なブランドイメージを確立し、やまがた創生に資することを目標にしたものであります。引き続き日沿道整備の進捗状況を踏まえ、事業化に向けた計画づくりを進めてまいります。利用者ニーズやトレンドを的確に捉えた導入機能や施設を町民や町内事業者の参画機会を広げ、将来の遊佐の地方創生の拠点とすべく、広く町民の声をいただきながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 採石された岩石のストックについては今県から国へと、いわゆる問い合わせ中であるということでありましたけれども、その辺についてももう少し詳しく課長のほうからどのような結果になるのか、回答はいつごろまでには出てくるのであろうかという点についてお伺いいたします。きのうの答弁は早口でわかりません。ぜひゆっくりお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

現在ストックされている岩石の搬出ということで、町長答弁で述べたとおりではありませんけれども、今町から県のほうへ問い合わせをしている状況であります。県が今国に問い合わせをしてその回答待ちということで、今現在まだ町にはその通知が来ていないという状況であります。先月の11月25日の毎月の定期検査でありますけれども、現地をほうを確認してきました。それぞれのサイズの大小、それぞれのサイズの岩石がまだ相当数ストックされている状況でありましたので、その辺については正式な見解が出たら皆さんのほうにもお知らせしたいというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） そういうふうに正式な見解が出た場合には、いわゆる今残っている岩石の量というものも提示できるのかというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それで、10月でしたか、両常任委員会で現場を視察させていただきました。いわゆるのり面というものがどういうふうにつくられているかというのを見てきたわけですが、確かにのり面に杉苗は植栽されてはありましたけれども、ほとんど赤くなって、これは生き残れるかどうかよくわからない状態です。角度にしても、いわゆる県の指導だということで、業者の説明の方には40度だというふうにお聞きしましたけれども、一部専門業者にお聞きしたところによれば、地山であれば45度以内。風化岩で、いわゆる盛り土をされているふうに見えましたので、盛り土であれば35度以内ではないかというふうな話を伺っております。実際山体崩壊、象瀧側は鳥海山は山体崩壊しているわけですが、山体崩壊でさえはかってみると35度以下なのだそうでございます。そうしないと、やはりいろんな樹木というのは育たないで、育ってもまた崩壊していくというふうに言われておるようでございます。そういうことからすれば、あの植栽された杉が大きくなればまた崩壊が起こるといった危険性があると思います。その辺の見解について県の指導だということでございましたけれども、あの角度に対してはどのようなふうに監理委員会で話し合われているのかお伺いをいたします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） あくまでも許認可権は県ということで、県に申請して許可された内容でございますので、その辺の考え方については再度県のほうに確認をとりたいと思いますけれども。監理委員会の中でその角度、具体的な角度云々について、35度、45度という議論がなされていたのかどうかというのはちょっと確認できておりませんので、後ほど調べてみたいと思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） ぜひその辺は県の指導でございますので、県とももう一度意見のすり合わせをお願いしたいと思います。あのまま杉が大きくなってしまえば管理も恐らくできないですし、作業員が登りおりにするにもきつい角度になっておりますので、その辺は重々留意して復旧に当たっていただきたいと思っております。個人の山林ということになりますので、樹種まで前回はリクエストしましたけれども、風化岩で盛り土されたのり面に杉をいきなり植栽して生き残れるかというのはなかなか難しい話だと思います。その辺の技術に関しても杉にこだわらずに緑化というものを前提に考えていただきたいというふうに思います。共存の森では、いわゆる飛び松が生えていたり、ほかの樹種が先に生えていたりというような状況もございまして、自然に任すということではなくて、やはり事業をした以上は緑化して返していただき

たいというふうに思いますので、他人の土地であろうともやはり緑化復旧というものはかなり重大な問題である、鳥海山にとっては重大な問題であろうと思いますし、すぐ下には集落もごございますので、崩落の危険性まで負わせてはいけないというふうに思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

もう一つは、ほかの地点での、いわゆる新しい計画ということになれば、どんな計画で出てくるかというのはわからないわけですが、基本的にいわゆる先ほども1番議員に話が出たように、2メートル以内ぐらいまでの申請であれば断れないというようなことがあるのかと思いますけれども、遊佐のいわゆる地下水を守るということの条例をつくった以上は、そういうことではなくて、やはり採石は容認できないというふうな最後の町長の答弁もございましたけれども、その辺に関しての新しい地点での計画に対しての町の考え方、基本的な考え方、よろしくお願いいたします。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、町の健全な水循環を保全する条例というのは個人の所有地に対して、私的財産について規制対象事業とするというような、本当に全国的に見ても踏み込んだ条例であるというふうに認識しております。この条例をつくるときに弁護士さんとも何回か議論をさせていただいて、どこまで踏み込んでいいものか、どこまでなら法的に可能なのかという議論を担当課ではかなり進めてきました。かつては私の財産、私有権については、それは侵すべからずという形が通説、法律の解釈として通説になってきた時代もありましたけれども、今の21世紀の時代になりまして、公共の福祉に反しない限りにおいて認められるというような方向に全体的に日本でも、いわゆる環境問題がやっぱり大切なのだという形の考え方が変わってきておりますので、これらをしっかりとこれからの時代に、公共の福祉に反する、害のおそれのあるものについてはやっぱり予防原則をしっかりと町としては訴えていく。だけれども、全ての開発行為についてノーということはなかなかできないわけでありまして、それらは規制対象地域としたときの自然公園法と同じ開発行為については、実は条例ではノーとは言っていないということをご理解をお願いしたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 事業監理委員会に関しまして、議員のほうからいろいろと植栽関係、ご心配をいただくご質問ございましたので、少し私からもお話をさせていただきたいというふうに思います。

実質的に12月2日までの認可期間の協定に基づく監理委員会、第9回をもって終了をしたという形にはなっておりますが、その場でも確認を、緑化についてやはり最終的に心配をされて意見交換、質疑をされてございます。確かに山体崩壊という部分まで踏み込んだ質疑は、意見は出されておりましたが、45度の角度等々を含めて、また現地を視察した感想を含めて、委員の皆さんから緑化、これが適切になっていくのか、大変心配する意見が出されたところでございます。緑化という定義についても植栽をもって緑化をしたということになるのですか、それとも育った姿まで確認をすることで緑化という行為を確認するのですかということまで踏み込んで県の説明、見解もいただいたところでございます。そのことを踏まえて先ほど町長答弁させていただいたように、事業認可期間が満了しましてもしっかりと苗木が根づくまでは事業者が責任を持って緑化に取り組んでいただく。そして、そのことを管理をする権限を持つのはどこですかと、これは県が事業者を指導していくということを監理委員会の場合でも確認してございます。そういった経過を踏まえて、もし緑化という行為に対して再度地元から確認をしたいというときには、今回を

もって実質的に終了する監理委員会ではございますが、同じメンバー等々をもつてもう一度意見をお伺いする機会を持たせていただくことも可能ですかということで、座長の権限として私から伺いをさせていただきました。そのときには県も委員の皆さんも、そして事業者のほうからも異論はございませんでした。こういった形でしっかりと緑化ということについても今後も含めて確認をしてみたいというふうに思っています。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 緑化に関しては、もう一つお伺いしておきたいと思っておりますけれども、現在の採石地のもっと標高の高いところにヤビツという共同の吉出山がございまして、私もその山林組合に入って30年ほど前ですか植栽をして、10年ほど漆に負けながら手入れをした記憶がございまして、そろそろ伐採期に入ってくるので、楽しみにしておるのですけれども。いわゆる育った時点で緑化完了というようなものになるのか、林としてみなされるほど手入れをした時点において緑化完了というふうになるのか、個人の土地でありますので、その辺のところをもう少し整理しておきたいなというふうに思います。ということになれば、40度の角度というのは手入れには向かない角度だというふうに思いますので、その辺も含めた上での緑化完了という考え方についてももう少し踏み込んだ答弁がいただければというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） あくまでも私からお答えするのは監理委員会で確認をした部分という形になりますけれども、その段階におきましてはただいま申し上げましたようにしっかりと植栽をし、根づくという確認を行っていく、そういった部分までのお話でございました。その後、大きな木に成長するまで見守っていくというあたりまで許可権限者である県が指導していく形になるのかどうかについては、その場では確認はしてございませんので、今後県との現地の植栽状況を確認しながら、県とも情報交換をさせていただきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 吉出山というのは、土としてもなかなか肥沃な地域でございまして、木の生育が早いと言われております。そういう意味でいくと、かなり早い段階で林としては成立するのかとは思いますが、何せ風化岩の上に植えたものでございまして、なかなか難しいことであろうと思っております。そんな林としてなっても風化岩の上であれば、またいわゆる崩落というようなこともございまして、その辺の観点を踏まえた上での県とのやりとりを行っていただければと思います。

もう一つ、ほかの地点に関しましては、先ほど1番議員も質問がございました。重要な湿地帯も上部にはございまして、私もそちらのほうの山を見てきたところでございますけれども、いわゆる共存の森もその上部にございます。あの辺の水の損失というか、その時期、時期であろうかとは思いますが、その辺の調査等々も行っていただきたいというふうに思いますので、共存の森だけでなく、周辺調査というものもやはり町で行っていくべき作業かと思っておりますので、その辺のことを一つお伺いしておきます。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

共存の森については産業課が主管になっていろいろな調査をしていただいております。今回規制対象事業とした土地周辺にそういった貴重な湿地帯があるのであれば、そこに影響も将来考えられるということ

を考慮しましても、やっぱり調査していく必要はあるのではないかというふうに思いますので、そこは後で情報をいただいて、どういうふうに持っていったらいいのか、ちょっと相談をさせていただければと思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 岩石採取に関しては、いわゆるストックについて今後また情報をいただきたいと思いますし、いろいろな展開の、新しい展開があった場合、またいろいろ情報提供をお願いしたいということで終わらせていただきます。

パーキングエリアタウンについて、きのうもいわゆる水素ガススタンド等々でいろんな話がありました。まずは、最初のころはスーパー道の駅ということで、どんな作り方をするのだということからもう一度おさらいをしておきたいと思います。いわゆる先ほどの答弁にもありました高速でも無料区間でありますので、国、県のほうで援助できるものなのか、町でどのぐらい建設にかかわっていかなければならないのかという、その辺のところから町民目線でちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回の整備手法についての問い合わせということだと思いますけれども、今回町長答弁にもありましたとおり、遊佐パーキングエリアタウンについては道路管理者である国と町と一体型として整備をしていく方向で今調整をしているということでございます。今現在敷地面積といたしましては、基本計画にはおおよそ約3ヘクタールということで記載になってございますけれども、現在田んぼの区割り等々を考慮して約3.2ヘクタールほどの規模で考えております。3.2ヘクタールの中で要するに国が整備する部分、そこは無料休憩、駐車帯と情報の発信施設、あとはその残りを町が地域振興設備ということで整備するエリアというふうにお互い国と町が一体となって整備する。その割合はまだ現在決まっておりますけれども、3.2ヘクタールを国と町が一体となって整備をしていきたいという考えでございます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） きのうも話の中でございました、いわゆるPFI方式の導入ということも考えておられるようでございます。きのうも町長答弁の中でいろいろな方々が携わって計画を立てているというような話もございましたので、その辺の進捗状況的なものをちょっと、いわゆる期待を込めてというふうに質問状に書いておきましたので、課長から少し夢も絡めながらお願いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） パーキングエリアタウン計画につきましては、実は一体型にしてもらうためにここ2年間ぐらい国、県に対して何とか設計の段階から一体型でいくようにお願いできませんかということでも再三再四申し入れをしていましたけれども、なかなか国がうんと言ってくれなかったのです。2年間やってもだめなのだから、あと職員も幾ら頑張ってもこれだめだなと思って、国土交通省の元の所長、今地域づくり協会の仙台の所長をしている高橋さん、道の駅鳥海が1等賞をとったときの酒田の工事事務所所長にコンサルお願ひできませんかねと。もう既に国では、設計図をつくる段階まで多分もう進んでいるのだという情報ありましたので、何とかこれ国の直接の外郭の力かりなければ無理だなという思いでお願ひしたところ、遊佐町の言うことだから聞いてあげるということで、今までコンサル一週もやったことない

のだけれども、遊佐町ならしょうがない、やってあげますよという形で一体型の提案を、そしてそれは一体型とすれば、国でやる分については国から予算をとってもらおうということもありましたので、それをお願いしてきているという状況であります。今やっと図面までできつつあるということで、まだ確定までしていないのですけれども、東側にどうしても、いわゆる鳥海山が見えるところにパーキングを持ってきたいという形で、当初は西側だったのを何とか無理無理東側に、あの計画で東側がいいということでしたので、それを何とか引っ張ってこようということで、その計画までほぼオーケーをいただいているということです。今実はどんな事業所さんから入ってもらおうかの多分会議を設置するような段階がこれからの状況だと思っています。当初の計画では、31年開通するのではないかと書いていたけれども、実は7年たっているのですけれども、まだ金額的には27%しか進んでいないのです。ですから、予算づけをして、いわゆる箇所づけ、遊佐鳥海まではいついつですよ、それから県境いついつですよ、これが決まらないと国はなかなか予算を大規模にとってつけてくれないという情報もありますので、要望会しながら、国の先生のお力をかりながらしっかりと進めていかなければならない。だけれども、その準備に当たってのPFIと民間の参入についても、それは町で一方向的にあなた参加しなさいよとかという形はないので、多分公募という形になるのかもしれませんが。やっぱり公に募るということをやっつかないと、行政があそこあそこは行政から必ず来いと言われていたから入るという形は、やっぱり行政のやり方としては大変だと思いますので、多分公募とかの方法をとりながら参加していただける方、遊佐町のみならず、実は酒田の事業所にも参加をいただければすばらしいのかなと、このように思っているところです。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 建物についてどれほど遊佐町の案で自由度がきくか、その辺は今のところ全然不確かということではございますが、やはり遊佐町としての夢というものは持ち込んでいくべきであろうというふうに思います。ということからいけば、きのうもちらっと出てきました南陽市文化会館なんていうのは、もう世界で注目するほどの木造の杉の集成材を使つての大きな建物です。値段まで調べたらちょっと手が出ないほどの金額があったのですけれども……

（何事か声あり）

7番（阿部満吉君） でも、県産材なり遊佐町でとれた杉でそういう集成材的なものでつくるといふことであれば、とてもやはり注目を浴びるであろうし、テレビの番組で特集されたときには、思ったよりランニングコストがかからないのだと。いわゆる空調、冷暖房も思ったより安く済んでいるよというような話もございましたし、コンクリート構造よりも長もちするのではないかというふうに思います。今の新しい家は、50年とかその辺でかなり建てかえの時期に来るということでもありますけれども、私の家も150年ぐらいたっております。屋根はちょっとみすばらしくなっていますが、150年たった家を建てかえするような財力もないのですけれども、もったいなくて残しておきたいなというふうに思っておりますので、木というのはそれほどのやはりパワーを持っておるのかなというふうに思っております。その建物も含めながら、その建物の中に何が必要なのかということは先ほど4つのテーマがございましたけれども、遊佐町なりに考えるとやはり特産品の販売部門と、それから食を提供する部門、それから観光というよりもいわゆるジオパークの拠点になるわけですから、ジオガイドの拠点、登山ガイドの拠点、その辺が必要になってくるだろうと思いますし、産直部門は産直部門であれだけ注目を浴びたふらつとのノウハウがあ

るかと思しますので、その辺を伸ばしていきたいというふうなところでございますけれども、実際ふらっとかかわる人たちというか、産直にかかわる人たちも世代交代の時期に来ております。若い感覚も必要になってくるかと思しますので、これからのいわゆるプロジェクトを立ち上げる中、スーパー道の駅を運営する中でのいわゆるメンバーの選出というのは、公募にするにしても町としてやはりつくり上げて育て上げるべきではないかというふうに思います。その点から考えていわゆる町としての考え、産業振興の考え方等々、今のところ恐らくこの計画が出てからかなりの年数、何年かたっておりますので、その辺お聞かせ願えればというふうに思います。

議 長（堀 満弥君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 運営主体についてもこれからのしっかりとした議論の意見交換の中でその主体を持っていかなければならないと思っております。今まさに施設については公的な整備を進めるわけですから、運営についてはやはり民間の力を、皆さんのお力をいただく、言われた言葉で言えば公設民営的な運営、これが一つの方向性としても出ております。また、いろんな先進地視察の中で運営の方法についても検討委員会の中でも勉強をしながら、確認をしながら、あのふらつとがスタートした時点とまたいろんなところでいろんな道の駅がそれぞれの特色を生かしながら運営のやり方も含めて現在は進行されてございますので、そういった他の道の駅の運営の仕方等々も学びながら、これからしっかりと検討をしていただいて、やはり地域にしっかりと活力が出ていくような形で運営主体を、運営の方法についても検討をしていただくことをお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 遊佐パーキングエリアタウンの地域振興施設につきましては、基本計画の中でも今言われた直売所の話だとかお土産施設だとか、あと加工施設、いろいろ載っております。そうなのですが、細かい設計等についてはこれから基本設計、詳細設計に入っていただくわけですので、その段階で先ほど議員から提案あった木造等々についてもその中で検討をさせていただくということになるかと思っております。その中でも特にこれは計画の検討委員会の中の意見としても出されているわけでございますけれども、町内の、要するに周辺事業者から積極的に参画をしていただきたいと、こういった意見が出されております。特に町としては7号線沿線で事業をなされている方々の、そういった方々に多く参画をしていただきたい。そういった方々が参画できるような地域振興施設をつくって、例えばテナント方式であるとかいろいろ考えられると思っておりますけれども、そういった方向で町の事業者が多く参画できるような施設にしていきたいという考えを持っているところであります。

議 長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） まず、どこにでもあるような道の駅ではやっぱりつまらないというふうに思いますので、遊佐らしさをぜひ前面に出していただきたいというふうに思いますので。実は恐らくこの前のフードフェスタあたりでもいろんな特産品が開発されております。そんな機会を持って、本当に新しい道の駅に期待を持って待っている町民の方々もいるわけですので、そろそろ役場庁舎内にプロジェクトチーム的なものの部署、窓口をつくってはどうかというふうに思うのですけれども、その辺の動きはいかがですか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 予算的な絡みもありますので、そういうセクション、もうそろそろという話も実は私のところまで上がってきていました。ただ、具体的に何年開業、開通のところが見えないうちからそこに手を挙げてしまうと、目標のないところに職員が必死にやらなければならないという、そういう形から見れば、今我慢してでも国から何年開通しますという公表をいただいたときからつくっても時間的には十分間に合うなという、そんな思いをしていますので、国の予算が何せ5億円ですから、酒田、遊佐が、県境区間6億円です。私は、県境区間6億円なら、酒田みなどは12億円以上はついても普通だと思ったのですけれども、そのような状況ですので、国の予算のつき方次第ということもありますので、地域、庄内、この間も道路、河川の合同要望会ありました。とにかくミッシングリンクだけは、何とか早く解消していただく。特に一番今悩みは、青年会議所の皆さんが夕陽ラインシンポジウム、自分のところ来るまでは参加するのです、自分のところ来るまで。ところが、自分のところまで高速来てしまうと、あと来なくなると、会議に。例えば村上市とか具体的な例でいけば高速道路までつながったところは、あと来なくなってしまうということが本当に青年会議所、JCの皆さん、みんな異口同音に言うのです。全部つながるまでみんなで責任を負って協力してくださいよねという中で、本当に秋田県境、新潟県境が繋がれば、日沿道は青森までつながるわけですから、特に京都までも大阪までもつながるような高速道路、全国、九州までもつながるような高速になるわけですから、それらのミッシングリンクの解消に向けて地域挙げて期成同盟会、いろんな大会もやりながら、国に対して予算をつけていただくようお願いしていかなければならないと思って、まずそこがなってから事業を進めても十分、多分5年ぐらい先になると開通しますと、大体そのぐらいのスパンでエリア開通事業を伝えるということになっているそうですので、5年もあれば十分職員も目標があって働けるのにな。今まだいつになるかわからないところに職員を配置して、悶々と毎日目標のないまま送っても大変だろうなという、そんな思いもありますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

議 長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） その辺が私とちょっと考え方の違うところでありまして、5年後、はい、どうぞというふうにやって成功するものかどうなのか。ふらっとのときには時の利を得たのか、ああいうふうに売ってくれましたけれども。今ふらっとで試せるではないですか。特産品の部門であるとか食の部門、試せるのです。それから、今鳥海山・飛島ジオパークで観光部門も必要とされております。そんなことから予習しておいていいのではないですか。そういうことでそんな考え、先んじた考えを持って政策に当たられるよう希望いたしまして、私の質問を終わります。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 先日のフードフェスタ、本当にサケのソーセージとか、実はいろいろ仕掛け、パプリカのワッフルとか、また新しいものをつくっていただいたり、それぞれ遊佐ブランド推進協議会とか産業課、それから商工観光に関するセクションで、それはそれぞれ特産品づくりとかはやってきたわけですが、ただそれだけのセクションだけやってしまうのではなくて、やっぱりそれは今までどおりそこができたなら売れるかどうか、それ観光に使えるかどうかは、それはそれぞれのセクションでやっていくということ。ただ、パーキングエリアをつくるということ自体については、それはそのセクションについてはもう少し時間をかけて検討していかせていただきたいと思います。何も何もしないで座して、た

だ傍観しているという状況ではありません。なぜならば、国の制度にないパーキングエリア、無料の高速道路にインターチェンジを利用してスーパー道の駅をしようと仕掛けたのは、酒田の青年会議所の皆さんと一緒に遊佐町が道路が来る、どうする、遊佐町というシンポジウム、フォーラム等をしっかりと仕掛けて、それを制度にのっけていただいたこれまでの経過等を考えれば、もう10年先の計画を見据えた計画をしっかりと進めてきているという事実もご理解をお願いしたいと思っています。

以上であります。

議長（堀 満弥君） これにて7番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

休 憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（堀 満弥君） 高橋栄子教育委員長第2職務代理者にかわり渡邊宗谷教育委員長が出席しておりますので、ご報告いたします。

9番、高橋冠治議員。

なお、高橋冠治議員より資料の配付を求められておりましたので、許可いたしました。

9番（高橋冠治君） それでは、通告に従い私からも質問させていただきます。午前中は大分かたい話でありましたが、午後からは夢のあるソーラーと、それから子供たちの健康を願う学校給食について質問させていただきます。

それでは、蕨岡、杉沢地区の旧天狗森スキー場跡地に設置されましたソーラー発電事業者と町との土地賃貸借契約と施工、それから運営管理に伴う事業に対しての町の対応をお伺いいたします。現在我が町には再生可能エネルギー発電のうち、ソーラー発電による課税対象発電量で平成28年度では2.5メガワットであります。来年度からの課税対象は28年度の約10倍に当たる約25メガワットであり、来年度課税分を合わせれば、この2年で大小全体としては約28メガワットで県内トップであります。あわせて2,000キロワット級の風車が8基、そしてもう3基の新設が進められております。多分遊佐町を空から俯瞰すれば、海岸線には風車が回り、町の至るところでソーラーパネルの反射した光でまぶしいほどの町ではないかなというふうに推測されます。ソーラー施設の設置場所はほとんど民有地で、個人所有や借地、それから買収を含めた私有地であります。しかし、本年9月に完成した通称、旧天狗森スキー場跡での事業開始した事業者は、約4万平米を町から賃貸契約を結び、事業を始めました。皆さんもご承知のとおり、配付した資料をごらんになればおわかりと思います。もともとスキー場であり、急勾配の土地にソーラーパネルを設置したわけなので、豪雨のときの自然災害を想定した施設でなければならぬものです。資料の写真を見てのとおりであります。現時点では山肌は削られ、草一つ生えていない状況であります。地域住民の間では、事あるごとに梅雨時の大雨や特に近年の異常気象によるゲリラ豪雨等も考えられ、土砂の流出や最悪地山の崩壊等の危険があるのではないかと常に心配されているところ。現場排水路から1キロもす

れば、月光川に注ぎ込む位置にもあります。土地賃貸借契約書によれば、当初賃貸借の契約の相手は東京千代田区にある税理士法人内に会社を置く合同会社RS開発2号という会社でありましたが、先月11月24日に合同会社遊佐・高萩と改名しております。また、借り主はその税理士法人の代表の名前になっております。詳細は答弁の後、再質問の中でお聞きいたしますが、このような住民の心配に貸し主である町は工事に対する監督責任はなかったのか、もし災害が発生した際に地域住民の安心、安全、地域の自然環境の保全は担保できるのかなど、課題はたくさんあります。これらの事業運営に対し、貸し手の町は土地賃貸借契約に基づいて借り手の会社にとのように対応していくのかをお伺いいたします。

次に、町の学校給食の現状と課題について伺います。今さらであります、日本で学校給食の始まりは明治22年、鶴岡市の私立忠愛小学校において、貧しい児童のために無償でおにぎりと焼き魚、漬物を昼食に用意したのが始まりと聞いております。我が町の歴史をたどれば、簡易的な給食は昭和22年に稲川、遊佐、翌年に西遊佐の各小学校で始まっております。昭和29年に学校給食法が制定された30年代、藤岡、吹浦、高瀬各小学校でも本格的に開始されました。町では、給食開始当時から単独校調理、いわゆる自校調理方式で行ってきました。近年、他自治体では共同調理方式、俗に言うセンター方式であります、それに移行が大分進んでいると聞いております。現在県内では、約20%しか行われていない自校調理に我が町は昔から一貫としてこだわってきました。これこそ近年注目を浴びる地産地消、食育と言われる原点そのものであります。我が町の学校給食は、地場産野菜の使用率が71.7%で、県内断トツのトップであります。また、給食費も平成27年の調べですが、平均月額4,144円で、県内平均4,635円から見ても491円ほど安く、これもまた県内1位であります。また、野菜たっぷりの大変ボリュームのある給食となっており、子供たちを含め、転入されてきた教職員にも大変好評であります、それを支える生産農家の皆さんや栄養士、調理師のご苦労は大変だとお聞きしております。そのことから改めて子供たちの教育や健全なる身体及び精神的な成長の基礎となる学校給食の課題を整理していきたいと思っております。

まずは、少子高齢化により児童数、生徒数が激減しているため、給食、食材の調達に苦労が多いということでもあります。当然ながら児童生徒が少ないため、食材の仕入れが少量になっていることが上げられます。食材の多くは、特に野菜等は地元農家から仕入れていることから、生産農家では少量、多品目栽培を余儀なくされ、天候を見ながら生産面積の割り振りなど、苦労は絶えません。さらに、生産農家も高齢化が進み、思うように学校サイドの要望に応えることができなくなっているのも現状であります。また、納品価格も一部を除いては年間一定で、ほとんどボランティア価格に等しい状況であり、農家収入にも影響しているのがうかがえます。このようにこれからますます児童生徒数が減少していく中、自校での食材調達が困難になっていくことが予想されております。生産農家の安心して野菜をつくり続けられる環境と子供たちの給食、おいしいという声をこれからもずっと守っていけるのか、そしてこれまで一貫して行ってきた自校調理を維持していくためにどのようなお考えかをお聞きいたしまして、壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から9番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

天狗森のスキー場跡地のソーラー発電の監督責任という質問でありました。町では、実は東日本大震災、3月11日の後、再生可能エネルギーに提供する町有地等はありませんかという県よりの、いわゆる依頼が

ありました。あつたらぜひ知らせてくださいよという依頼があつた中で、天狗森スキー場についてはこの土地であれば提供できますよと、町として、そのような回答をさせていただきましたところ、県を通してではありませんが、ほぼ回答した同時期に最初にお話があつた企業からその場所、いわゆる天狗森スキー場をソーラー発電用に借り受けたいというような申し出があつたのが一番もともとのスタートだったというふうに記憶をしています。町では、それらの経過の中から平成28年5月2日付で事業主である東京都千代田区に事務所を構える合同会社との間で、杉沢字中山の町有地、約4万平方メートルについて太陽光発電施設設置を目的とする賃貸契約を締結いたしました。契約期間につきましては、太陽光発電事業の性格上、売電開始から20年間としております。この事業を進めるに当たり、当該土地が地域森林計画の対象となっていることから、賃貸借契約締結後に事業主が山形県知事に対し、林地開発許可申請を行い、事業への許可がなされております。具体的には林地、いわゆる林の地開発の許可基準である1つ目として、土砂の流出または崩壊、その他の災害発生のおそれがないことであります、1つ目の基準。2つ目が水害を発生させるおそれがないこと。そして3つ目として、水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目として、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。この4つの条件全てを満たした計画であると認められたことにより、その後事業主は工事に着手し、支障木の伐採や整地を行い、太陽光パネル等の機器設置の完了の上、9月30日より売電事業を開始いたしております。11月末現在において、のり面保護と泥水流出防止を目的としたのり面への種子吹きつけ施工を終了し、庄内総合支庁による完成検査に向けた調整を行っている段階であるとの情報を得ております。また、地元である上蕨岡集落、開畑集落との協議を行っていただき、了解をいただいた上での事業であるということも確認しております。

ご指摘のように大雨が降った場合等、土砂の流出や山崩れ等が発生した際には、基本的には土地の借り主である事業主の責任において復旧等に当たっていただくことになっております。ただし、賃貸借契約第18条に自然災害等、貸し主または借り主の責に帰さない事由による想定外の事態が発生し、本件土地が滅失または著しく既存して本件土地を第2条に規定する用途に使用することができなくなった場合は、貸し主及び借り主及び借り主の連帯保証人とその後の対応について協議をして決定するものと土地の貸し主である町の責任についても明記しておりますので、この規定に基づいて適切に対処してまいりたいと考えております。

続きまして、学校給食の現状と課題についての質問でありました。実は、地域おこし協力隊のある隊員は、ことして新規就農された方でありましてけれども、県内で一番おいしい給食を提供できる町、遊佐町にぜひここで子育てをしてみたいという形で我が町においていただいたという話も伺っておりますし、山形から遊佐町に赴任され、任期終えられてまた山形に戻られた校長先生につきましては、やっぱり県内で一番おいしいのは遊佐町の学校給食だ、これは本当に非常に称賛を浴びているわけでございますけれども、本町における学校給食への町内産を含む県内産野菜の利用率は、平成27年度の実績で73.2%となっており、県内で断トツに高い、最も高い割合となっております。その最大の理由は、町内で生産された多くの野菜を食材として利用していることであり、生産、供給いただいている農家の皆様のご尽力に対し、この場をおかりしまして大きな感謝を申し上げる次第であります。提供いただいている野菜の種類については、学校により違いはありますが、最大で40種類程度となっております。また、野菜の納入金額につきましては、小売事業者からの調達と比較してやや低額となっていることから、低廉な給食費で安全でおいしい

給食ができる」と認識をしております。

残余の答弁は、教育委員会教育課長より答弁をいたさせます。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） それでは、町長の答弁に補足をさせていただきたいと思えます。

学校給食への地元産野菜の納入につきましても、制度導入当初から生産者が直接学校に納入をいただく方法としてきたところがございます。町内で一番歴史が古いのは蕨岡地区の平津の皆さんでありまして、既に50年を超えているというふうなことでございます。こうした長い間、子供たちの健やかな成長のためにご尽力をいただいていることに私からも感謝を申し上げるものでございます。

地元産野菜の利用に当たっては、各学校の担当者が供給いただく生産者と直接連絡をとって発注、納入をしているところがございます。野菜の種類につきましても、生産者が対応できるものというふうにしなして、また価格についても各学校ごとに価格表を作成するなどにより対応をしているところがございます。一方で、近年は少子化による児童生徒数の減少により、議員ご指摘のように1回当たりの納入数量が少量にならざるを得ないということから、労力に比して購入量、金額が少ないということ、さらには供給いただく方の高齢化も進んでいるなどの課題があることについては認識しているところでございます。今年度につきましても藤崎小学校において、昨年度まで5軒の農家で対応していただいておりますが、お一人の方から高齢を理由に今年度から辞退というふうなことで、現在4軒の農家で供給いただいているというふうなところでございます。

学校給食の運営に関する教育委員会の協議の場としましては、年2回開催をしている食育推進委員会がありまして、その中では学校、家庭、地域の連携による食育の推進をテーマに、学校給食を含む各学校での食育全般の意見交換を行っているところであります。また、年1回でありますけれども、各校のPTA代表等を委員とする学校給食運営委員会がありまして、その場では給食費や献立などについて意見交換を行っているところであります。このほか各学校の食育担当、給食主任の先生から出席いただく会議、栄養士も出席しての調理師研修会を実施をして学校給食の充実に努めているところであります。一方としまして、教育委員会として食材を提供いただいている生産者との意見交換を目的とした会議等は、現在設置しておりません。学校給食の充実に必要があれば設置を検討したいというふうに考えております。学校給食への地元産野菜の利用につきましても、給食の安全、安心の確保、食育の観点から、今後ともその充実、継続を図っていきたいと考えているところであります。そのためには生産農家の協力が不可欠でありますので、関係者と十分な意思疎通を図りながら、維持していくために改善すべき点があれば対応していききたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 上衣は自由にしてください。

9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） それでは、皆さんにお配りした写真を見ると、私もここを過去スキーで滑りました。町長も一緒にここで滑った記憶がございます。まずは、町長の説明によれば、震災後に県のほうからそのような土地利用をするところはないかというような問い合わせがあったということで、ある会社に契約まで多分いかなかったと思えますが、借地の権利的なものはあったのだと思えます。今契約を結ん

だのが税理士法人の代表の方なのです。そうすると、先ほど言ったようにもしかのときのために何社が保証人をつけております。その1社はファンド会社です。もう一社が施工した業者であります。やはり代表が税理士法人の代表ということで、我々にするとおもしろい形かなというふうに思っております。最初の土地を貸してくださいと言われた業者から今の業者まで落ちつくまでに多分あっちこっち変わったのだと思いますが、何社変わりましたか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

さかのぼれば平成25年の6月に大阪本社の事業者から要望がありました。その後、全て実名は伏せていただきますが、25年の12月に調査のコンサルタントが私どもへの説明においていただいたということで、同じ大阪の事業者でございます。ここから本格的に町での貸し付けの是非も含めた協議が始まったというものでございます。しばらくたって27年の3月に別業者、これは福岡県の業者が事業の実施主体、事業予定者といいますが、というようなことで面談の申し出があったと。いわゆる事業主体、実施者という点ではA業者と仮に申し上げておきますが、この業者との契約が進んでいくことになるのかなというふうに考えておりました。その後同年8月になりまして、これ大阪の事業者でございますが、A業者から変更というようなことでの説明がありました。そしてさらに、28年3月にまたB業者に変わっての変更ということのご挨拶がありました。今回28年4月に正式ということになりますが、最終といいますが、合同会社のほうから賃貸借契約を結ぶというようなことで、三転する形でA、B、C、D、4回目の変更といいますが、権利が移譲される形でそのように最終的にD業者との契約に至ったと。ちなみに、4社目に関しましては親会社、子会社の関係にございまして、C業者が親会社、D業者が子会社というようなことで合同会社の設立をされておるようでございます。この事業者が、D業者が発電事業者というようなことで契約に至っております。私たちが転々と権利移譲されるという形が余りこういったケース、経験のないものでありますので、ちょっと心配もしたのであります。伺いますとこの事業を行うに当たって金融機関からの融資あるいは一般の方々からの出資を仰ぐという、いわゆるファイナンス対策というようなことがあったり、あるいは倒産隔離というのだそうですけれども、それを目的としてこのようないわゆるリスク対策でもあろうかと思いますが、こんな形で権利の移譲をされているというのがこの業界の一つのならわしというか、一つの手法であるというふうにも伺いました。そういうようなことで、何となくの心配は無用かなというふうに説明を伺って、そのように理解して契約に及んだところでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 最初大阪の業者、それは私も記憶にあるのです。今回契約を見ると東京に変わっていたと。私もちょっと調べたのですが、よく権利の売却といいますが、権利をいろんな形で……

（「譲渡です」の声あり）

9番（高橋冠治君） 譲渡、いろいろ譲渡していくというのは、この業界あるのだそうであります。そして、なので工事に入ってからもおもしろいことに今契約をして、そして連帯保証人になっている会社を調べてみますと、本当の管理会社が一体どこなのかなと、遊佐の場合です。遊佐の場合は、本当はどこなのかなということがわからない。この契約書とホームページに出ている契約会社の名前が違ってたりし

て、非常に果たしてどこに責任の所在があるのかと。町の説明によれば、業者が全てそれは責任を持ってやるのだと。それにはそういう賃貸借契約の中にも記載されてあるのだと言っておりますが、具体的な事故発生の際にはどのような対策をとるのかというような詳細までは、この契約書にはその辺は書いておりません。ただ、責任持って物事に当たるといふふうになっております。

私も地区住民に行っているいろいろお話を聞きました。そうすると、現場代理人、ちょっといろいろ事故がありましてあれなのですが、行くたびに説明する会社、この間はKDDI関係の人が来て、この次の人はまた別の人が来たとかとあって、一体どこに責任の所在があるのかというような話をされておりました。なので、この写真を見たとおりに、今山形がもう地山であります。多分ソーラーパネル設置に関しては、約1.5メートルほどくいが刺さっているという話でありました。しかしながら、写真を見てこのとおりでありますし、9月に完成を見て今12月に入りましたが、これ日曜日、フードフェスタ終わった後に写真を撮っていたものであります。なので、まだ完成して3カ月も満たないうちにこのような土砂の流出の跡が見えます。そして、そこに貯水池の写真もあります。ここで言えば4番です。この4万平米の面積にしては、貯水池って大体幅が四、五メートルの長さが七、八メートル、深さが1メートルあるかないかの、そのような形であります。これで雨のときにこの池で調整ができるのかというふうに非常に心配されております。その下の6番目の貯水池から大樽川へ行く水路です。もう脇のほう削られております。この水路には、開畑地区の雨水と雑用水もここに入ってくるのです、一緒に。道路を横断するパイプが径が小さくて、一番多いとき前の道路南側のほうが冠水するという話であります。4万平米の水と開畑地区の集落の雨水、それから雑用水がみんなこの水路に集まってくるのです。そうすると、この水路もまだ草も生えておりませんし、そんなに大きい水路ではありませんでした。なので、斜面の降雨もそうなのですが、水路、これじきに大樽川に落ちて、大樽川からもう300、400メートルぐらいで熊野川に落ちて、熊野川から二、三百メートルですぐ月光川に行く川なのです。なので、非常にこういうものが大水でいろんな損害を受ければ、地域住民の中には大変なことになるというふうになっております。

今説明によれば、草の種を吹きつけるということで、日曜日に行きましたら吹きつけるための資材等、そういう道具が設置されておまして、これからやるのだらうと。吹きつけ、どういう作業をするのかわかりませんが、吹きつけた後、これから本格的な雪であります。そして、来年の春になれば芽が出るか出ないかのうちに梅雨に入るといふような、非常に心配されることです。これ心配しただけで終わってくれば本当にいいのですが、そういった場合、所有者が転々として契約先が税理士法人が代表ということで、非常にアクションを起こすのに時間がかかるのではないかというふうな心配もされます。なので、このような状況を見て、我々素人で今から草の種を吹きつけて、果たして梅雨時、そして大雨のときに大丈夫なのかなというふうに自然に考えるわけです。そのことを地域住民も心配して、どうなのかなという話をしていることなどあります。町は、業者がしっかりやるから心配ないと、そう言うしかない。それで、そう言うしかないのです。町長、今答弁したいそうなので、まず町長から答弁いただきます。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、この辺地元でありますので、非常に地形的には詳しいというか、皆さんより多分詳しいのだと思います。なぜなら十数年前、1月31日降雪時に大雨が降りまして、天狗森から流れた水が大樽川の支流であります開畑に一番、いわゆる開畑の公民館の後ろのところ崩れまして、農地が

使えないようになって何とか町に改修お願いした経験があるものですから、非常に経験あるのですけれども、私はこの事業の話があったときに、水の管理だけは開畑の皆さんと上藤岡の皆さんとまずしっかりやっってくださいよと、水の管理だけは。特に天狗森の水を県道の南側で持っていった場合は、逆にあそこは水の抜けるところがなくなります。ですから、大樽川の支流へどのような形で水を管理するかということが一番の課題でしょう。当然貯水池は、調整池は必要でしょうということは申しておりました。

そして、実は地元が一番天狗森に近い方から農地を分けていただいて、そこに調整池をつくるのだという話も伺っておりますし、あの開畑集落の排水が今全てここに大樽川の支流に行くと、写真のところ示していましたが、そういうことはございません。あそこに行くのは、土門さんのうちのものと岡部さんのうちのもの、最低2軒分。それから、あそこは土屋さんか、あの工場のところのとあと公民館の水しか実はあの水路には行かないのです。集落の排水は、もう一つ下流に大樽川の支流、大樽川に流されているという現状ですので、それについて見ますと、先ほど申し上げました林地開発の許可基準、土砂の流出または崩壊のおそれ、他の災害の発生のおそれがないこと、水害を発生させるおそれがないこと、水の確保に著しい支障を及ぼさないこと、環境を著しく悪化させないこと、まさに県がこれらの基準についてしっかり検査、調査を、申請に基づいて調査をしていただいて許可がなつたから工事が進んだというふうな理解をしていますし、町は水の管理だけはしっかりしましょうよということで、かなりしっかりとその辺は指示しているという現状でございます。あそこの開畑の水が全て行くのではなくて、県道の北側の家屋については大樽川の支流に流れますけれども、南側の家屋については別の大樽川のもっと近い水路で排水されているという現状でございます。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） ただいまの町長のご答弁と、それから先ほど壇上での説明の補足にもなるのですが……

（「簡明にお願いします」の声あり）

総務課長（池田与四也君） 町は、町有地を貸し付けをしたその当事者でございますので、これ民有地への太陽光あるいは風車の建設事業に当たってもそうであったのですが、いわゆるリスクの予防、管理、対策につきましては、町が主体的に地域に入ってその対策に講じて、対策に当たってきたということもあります。今回は、要は逃げようがない話でございますので、賃貸借契約のお話でございます。ここには、この契約書の条項にはいわゆる一般論的な表現にとどまっているという、そんな趣もあります。しかしここでしっかりとこの使用上の制限というようなことも条件として課しておりますし、その他いろいろな形で二重、三重にこの予防対策を講じているのです。

ご紹介いたしますと、残地森林等の管理に関する協定書、これは県の林地開発許可後の町の対応策としてその締結、町長名で締結をして、さらにはその協定書に基づいた維持管理計画書、あるいは環境保全協定書を結ぶということでこれから事業者と協議してまいります。こんな形でリスク管理、災害時の対策を講じていくということでございます。特にはその雨水排水問題については、地元のほうからもいろいろと声が上がってきましたので、水の管理は地元でというその原則に立って、できれば沈殿池の管理につきましても、その他の施設の管理についても、ぜひ地元のほうからのご支援を仰ぐ形でうまくこの地元との合意形成を図りながら取り組んでいくようこれまでもそういった協議を進めてきましたし、事業所にもお願

いもしてきましたし、これからもそのように進めていきたいなというふうに考えておりました。

以上です。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 災害のないことを祈ります。あとは今説明あったように、いろんな二重、三重のそのことを踏まえてやるということであります。まず、非常に急斜面なので、皆さんも時あるごとに見ていただければ、何もなことを祈ってこの質問は終わります。

次の子供たちの大事な給食であります。先ほど言ったように、教育課長も言っていました。農家サイドも高齢化になって、そしてやはり提供していくのに非常に苦労しているということでもあります。給食に携わる栄養士、それから調理師は、さっき言ったように70%を超える。普通は20%、30%なのです、学校では。それが70%を超えるというすばらしい地元野菜の使用量であります。これを維持してきたのは農家、先ほどボランティアと言っておりましたが、やはり自分の子供、自分の孫がいるから頑張ろうという意気込みでやってきたのです。それがいつまで続くかというのが問題であります。今まではそれでもよかったのですが、これからはそういうわけにはいかないだろうということでもあります。先ほど若干安い仕入れ値で給食の材料が納められているというふうに言われたのですが、果たして、今野菜が高いのです。私きのうスーパーに行って、大体ホウレンソウ今1把どのくらいするか、教育長わかりますか。当然わからないですね。農協では税抜きで178円でした。それを踏まえて、まず蕨岡小学校、名前出して申しわけないのですが、ホウレンソウの契約値段、これがちょっと古いのです。夏場、秋場で100円違って、夏は280円で冬は380円なのです。これはキ口なのです。普通我々は、ホウレンソウ私もつくっております。200グラムなのです。そうすると、かなりのお安い価格になっております。かなりなのです。これを、ジャガイモとかニンジンとかはいいとしても、葉物は1カ月前に調理師さんから出荷計画をもらっても、それから種をまいたのでは間に合わないの、農家はあらかじめこれくらいだろうと栽培するのです。自分の思惑と注文が合わなかった場合は、時間が過ぎれば後トラクターでもうすき込むのです。そういうようなことも踏まえて農家サイドは提供しているということでもあります。高齢化を踏まえて、やはり価格面もそうなのですが、流通過程です。各小学校で自分のところに頼むので、どうも口スが多い。それから、この価格を見ると運賃だとか手間なんてほとんど加味されていないその値段です。これを子供たちの笑顔が見たくて頑張っているのだという農家にこのままでいいというわけにはもういかないのではないかと。その辺どういうふうにお考えか。

これを抜本的に直していくためには、やはり仕入れ価格を上げていくとか、それから一元管理していくとかというふうになると、結局は直接給食費は負担にはね返ってくるので、ぼんとその給食費が上がってくるということでもあります。今ここになって、まず再度どのようにお考えか伺います。

議長(堀 満弥君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) お答えをいたします。

価格の問題に関してでありますけれども、各小学校でそれぞれ独自に発注をするということでありまして、価格についてもそれぞれの学校で提供いただく農家の方と決めているというふうな状況であります。それにつきましては、統一的なあるいは参考となる価格をとというふうなことで教育委員会でも検討した経過もあったと聞いておりますけれども、それぞれの農家の置かれた事情、そういったものをやはり反映す

るために現在の方式に落ちついているというふうな認識でいるところでございます。

品目によっては、市場よりも高いものあるいは低いものと、こうでこぼこあるわけでございますけれども、それぞれ農家のお話も聞きながら今後ともその価格を決めていきたいというふうなことでは考えているところでございます。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 現状に合った価格決めていくということは、現状に合った価格ですから、当然上がっていきます。当然です。見ると、半値もしくは5分の1の値段です、卸値が。そうなると、現状を踏まえた価格に変わっていくとすると、そのままストレートに食材の価格が上がれば給食費が上がるということなので、ここはどういう形でフォロワーしていくのか。それがないうまに適正な価格にしましょうと言っても、ではイコール給食費が上がっていくのだということに当然なるわけでありませう。

そのためには、私もこの間11月28日に婦人会の試食会に一緒させていただきました。たまたまその日は、この御飯おいしいなと思ったら、きょうは県内一律つや姫の日だということで、おいしい給食を食べてきたのでありますが、遊佐町はその御飯を共同開発米を食べていただくための差額は町で補助をしております。お米に対しては補助しておりますが、私は食材の、同じ食材でありますので、野菜等にもそういうような補助をしていかないとこれからもたない、そんなふうに思っておりますが、そのような考えはありませうか。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現時点でその地元の皆さんから、農家から提供いただいている野菜につきましてはのいわゆる町としての助成というふうなところにつきましては、予定をしていないということでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、やはり当然生産供給していただける農家の皆さんとの意思疎通が本当に大事だというふうに思っておりますので、そういった場の設定について検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 先ほど課長は、生産者との協議する場はまだないのだというふうな話であります。まだないので、早速つくっていただいて協議してほしいと。

でも、その協議、幾ら協議しても値段が下がるわけではない。上がっていくわけなので、そこはもう余裕がないのです。では、多分生産者は今まで頑張ってきたのだから、いいよ、いいよと言うのかもしれませんが、しかし、現実にやる人が減っているのです。私も、つくっている人何人かに聞きました。大変なのだ。高瀬地区は、おおよそふらっとから持っていくのです。でも、そのガソリン代何ももらっていません、その人は。なので、もうボランティアの中から支えられている遊佐町のおいしい給食だ。それを維持していくためには人材もそうだし、農家サイドのことをもっと考えてあげないと続かないというのは、誰考えたってわかるはずなのです。これ今まででそういう生産者と町の介入する場所が、話し合いの場所がなかったというのも、それもいかなものかと私は思っております。町は、農家のボランティアの気持ちにただ乗っかっていただけだと言われかねないわけでありませう。やはり早速そういうふうな会議を開いて、しっかりした対応をするべきだと私は思っております。

まず、野菜もそうなのですが、魚もそうなのですが、魚屋さんも。魚屋さんも、1軒1軒、1個1個違う。150切れ頼むところと50切れ、蕨岡は六十数名です。67切れ頼むのですと。大きさ1切れは1切れですから、かなり大変なのだそうです。それを踏まえて、やはりどうにかして平均的な町全体でしっかりした介入をして、なるべく給食費が上がらないで今までどおりのすばらしい給食を食べていけるような方策をしていかなければいけないということでもあります。まずは、会議等を開催するということを確認ですが。

議長(堀 満弥君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) お答えいたします。

協力いただいている農家の皆さんとの協議の場について設置を検討していきたいというふうに思っております。

それから、年2回開催をしてございます遊佐町食育推進委員会、これも給食に携わる学校の担当の先生、あるいはこの場では全員ではないのですけれども、協力いただいている農家の方3人の方からも参加をいただいているところでございます。そのほかに農協、共同開発米部会、こういった皆さんからもご出席をいただいている会がございます。こういった場についても活用しながら、意見交換等を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 今までの町のスタンスとしては、やっぱり学校サイドから見た学校給食は、その給食検討委員会なるものには生産者3名ほど来てJAも来ているといいますが、JAはお米なので、本当に一番大事な野菜の部分は3人の農家が来てどうだやと言われたときに、何ともないさ、値段上げていくっちゃと言にくいのです。誰考えたってわかるでしょう。それを酌んでやるのが皆さんの仕事ではないのでしょうか。それをしっかり見据えて、お米にも補助しているのだから、このままいくとやる人いなくなります、本当に。

私も、あるところからリンゴがないから小学校に持ってきてくれと言われて、リンゴはどこでもいいでしょう、そのとき。遊佐町産のリンゴでなければだめだと言われて、やっと探して持ってきました。そういうやっぱり調理師もこだわりを持って食事をつくっているのです。熱いものは熱いうちに、冷たく食べられるものは冷たいうちにということで、本当にその調理師さん、栄養士さんが考えながらやはり給食をつくって、それに対応して農家の人は本当にもう大変な思いで食材提供しております。その辺もう時期がそういう時期に入りましたので、まず検討ではなくて、やると。教育長どうですか、やると。

議長(堀 満弥君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) お答えします。時間もないようですので、簡潔に。

詰まるところ財政、お金と絡んでくると。だからといって給食費を簡単に値上げすると、そうもいかないと思いますので、財政のほうとも相談しながら、まず現状をきちんと理解して、次の手だてに向けて課長の答弁のように一步踏み出すと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 先ほど再生エネルギーの話をしたんですが、あそこからは多額の寄附金も来ておりますし、ソーラー発電から来年度は町民課長の話によれば5,000万円近くの固定資産税も入るといような

ことも聞いております。まずは、その辺を利用しながら県内、全国に誇るこの遊佐町の学校給食を維持するために頑張ってもらいたいというふうに思って私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） これにて9番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） それでは、12月議会最後の一般質問をさせていただきます。

先日腕のよい大工さんにお会いしまして、棟梁にすばらしい家を建てるには一番大事なことは何でしょうかとお尋ねしましたら、まずは基礎・地盤をしっかり、そして大黒柱や四隅を支える支柱かな。まあ一にも二にも基礎が大事だよと教えてくださいました。そこで、自分に問いかけました。町の議員の仕事の基礎は何だろう。一般質問の目的は何か。町民の皆様の幸せのために町執行部側への監査機能を果たすことと政策立案機能を果たすことです。地方議会の役割は、政策や予算の決定、執行機関の監視、政策や条例の提案、民意や意見の集約です。これを土台に私は本日以下3つの質問をさせていただきます。

第1、町の現在と未来の経済対策として重要な町の財源確保についてです。これは去る11月12日の町民と議会との懇談会に参加されました町民の方からも質問を受けております。1つ、町税の一つである国民健康保険税の収納の現状はいかがか。過去3年間でどのように推移しているか。2、県内での当町の収納率順位はどれぐらいか。3、未収納となってしまう町民の方への回収のためのアクションはどのようなやり方か。4、収納率アップへ向けての当町の方策は。5、町の不納欠損額はどれぐらいか。

次は第2問目です。先日も各報道媒体により明るみに出ました子供のいじめの件に光を当てたいと思います。福島第一原発事故で福島県から家族で横浜に自主避難した中学1年生男子生徒がいじめを受け不登校になっていたという事実です。それも原発の賠償金をもらっているのだろうと同級生から遊ぶ金をせがまれ、ゲームセンターやみなとみらい地区で1カ月半の間に約150万円も支払わされたと報道されております。さて、当町においては今年度小中学校でのいじめの実態はあるのでしょうか、ないのでしょうか。悲しいことに年間いじめの件数は全国で何と22万4,540件と昨年より368件もふえ、過去最高となっております。この町の宝である子供たちの健全育成のため、町内におけるいじめ撲滅キャンペーンと銘打っても早速取り組むべきではないだろうかとは強く感じております。

最後になりますが、3つ目の質問です。町の観光の現状と取り組みについてお聞きしたいと思います。去る11月1日、東京霞ヶ関で官公庁主催の第22回観光の現状と取り組みについてという地方と国政策研究会という講演に私も参加してまいりました。2015年の訪日外国旅行者消費額は前年比71.5%ふえ、3兆4,771億円となり過去最高を記録しました。これからも我が国を観光産業を基幹産業にし、観光先進国にしていこうという方向性を国も県も明確にしております。地方は人口減少が著しく、もちろんその分の税収のダウンは見込まれます。過疎化対策として政府は観光に力を入れ交流人口増大の経済効果を分析した結果、定住人口1人当たりの年間消費額は125万円、これを旅行者の消費に換算しますと外国人旅行者の8名分、宿泊する国内旅行者は25名分、日帰りの国内旅行者は80人分に当たると試算しております。当町も政府の方向性と同一ベクトルに合わせるものであれば、今後の当町の観光や町のPRに向けてビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

さて、これに伴い、来年8月2日には酒田港に世界最大のクルーズ会社カーニバルコーポレーションが所有する豪華客船コスタネオロマンチカが乗客定員1,800人も大きな船でお客様を乗せ寄港すると決定

しております。これは、酒田のみならず当町にもチャンスです。交流人口拡大に向けてどのようなアクションを考えているのかお聞かせ願いたいです。

町のPRの面では、若い職員の方と地域おこし協力隊員の皆様が力合わせて取り組み制作をした、そしてエントリーし、ふるさとCM大賞が行われ、その結果は今までの予定ですと12月5日の放送でその結果をきょうここで発表できるなと思い、こちらに提言させてもらいましたが、放送局の都合で12月末に延期になってしまいました。放映権の絡みもごさいますので、これについては差し支えない程度でよいので、お伺いしたいと思います。

以上3項目を、私の壇上からの質問とさせていただきます。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 平成28年12月議会の最後の一般質問者であります松永議員に答弁をさせていただきます。

1番目としては、国保税についての質問でありました。本当に国民健康保険会計を担う町として、加入者の減少、そして高齢化、そして医療費の伸びを考えたときに、国保を何とか維持しなければならないと必死の思いでこれまで国保については取り組んできたということでありまして、法定外負担という、法律にのっとればそれは余りやっちは好ましくないというやり方でありましようけれども、過去に1億円、8,000万円、5,000万円、5,000万円という形で国保を維持するための法定外繰り出しも実施しながらこの会計を守ってきたという思いであります。考えてみますと、今基金として積んでいる額というのがあ、ほぼ一般会計の法定外繰り出しで繰り入れ分が基金として残っているなという思いでありますので、安閑としていたらほぼ基金ゼロの町になっていたなという思いであります。

国民健康保険税は、町が行う国民健康保険事業に要する費用に充てることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に課税する目的税であります。国民健康保険は、加入者の皆様が病気やけがをしたとき、安心して治療を受けることができるように、医療費の支払いをする相互扶助の制度で、主に農業や営業など個人の事業主が多く加入されています。町としては、加入する町全体から見ればおおよそ3割ぐらいの人が加入しているのかなと、そんな認識であります。加入している皆様から納めていただく国保税と、国などからの補助金を財源として、医療費やその他の給付を行っております。

遊佐町国民健康保険特別会計の平成27年度の決算では、歳入総額が約21億円のうち、国保税収入は町民からいただく収入は3億3,000万円、全体の15.7%を占めていることとなります。遊佐町における国保税の算定に当たりましては、負担の公平を期するため、前年度の所得に応じた所得割、そして所有する固定資産に応じた資産割、また世帯の人数に応じた均等割や世帯一律の平均割という4つの要素を基準に計算し、さらに低所得者世帯に対する負担の軽減などが加味され、いわゆる応益所得による負担と、資産による負担と応能、能力による負担という形の案分率を加味しながら税額が決定されてということでありまして。

老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行した平成20年度以降、国保の被保険者数は少しずつ減少しておりますが、国保特別会計における医療給付費を初めとする歳出は逆に増加する傾向にあります。これらの増加した経費を賄うため、加入者の負担増が避けられないこととなりますが、急激な負担増にならないよう、基金の取り崩しや一般会計から繰り出しによる対応をまいったところでありまして。その結果、国保税を算定する際の按分率については、平成24年度以降据え置かれたままであり、平成28年度も遊佐町

国民健康保険運営協議会に諮って5年連続の据え置きとさせていただきました。平成27年5月の医療保険制度改正法成立による平成30年度国保広域化について、現在も国のワーキンググループや県で検討が行われておりますが、広域化が実施されれば県が国保の財政運営の責任主体となっております。しかし、国保税の賦課・徴収はこれまでと同様、町が行うこととされており、今後どのような検討がなされるか注目していく必要があります。

さて、ご質問いただいた町の財源である国民健康保険税収納の現状についてであります。平成27年度決算における国保税の収納率は、現年分が95.32%、滞納分が20.67%でありました。ここ3年間で見ますと、現年分についてはいずれも95%を超えている現状、滞納繰り越し分については19%から20%台で推移しており、10年前の平成17年度に比べますと現年分で1%、当時は94%、3%、4%でありました。滞納繰り越し分は8%でありますから、かなり改善されているということになります。特に、最新の平成28年度10月末現在の国保税の収納状況を申し上げますと、前年同期と比較した収納率の差は、現年分がマイナス0.26%、滞納繰り越し分が1.86%で、現時点ではわずかではありますが、前年同期の収納率を下回っている現状であります。ただし、国民健康保険のみならず町税についても、収納についてはかつては県内でワーストスリー、3位ぐらいに入っていましたけれども、現在では何とか20位ぐらいまで復活しているということで、職員の頑張りに本当にありがたいなと思っているところであります。

また、滞納額の推移につきましても、ピークであった10年前の平成17年度は1億3,200万円だったものが徐々に減少し、平成27年度決算では7,300万円という結果になっています。しかし、依然としてまだ多くの滞納額があることは変わりなく、町としても今後も法令で定められた手続により滞納整理を進め、税の公平性を確保してまいりたいと考えております。

その他、詳細については担当課長より答弁をいたさせます。

続きまして、いじめ撲滅キャンペーン、今年度のいじめ等の実績とか新潟県で今大変ないじめの問題で学校で全国でも毎日、毎日報道されておりますけれども、本当に何と心ない対応だったのだなという思いをしておりますので、子供たちは成長過程の途中にありますが、そのためいじめは我が町ではどの学校、どの学級でも起こり得るものだという事、そしていじめは大人から見えにくいことを共通認識し、小さいいじめを見逃すことなく積極的に認知し、いじめの解消に努めるとともに、いじめをしてしまう子供への指導が大切であると考えております。

また、町といたしましては、いじめ防止対策推進法、及び、教育委員会が平成27年5月に策定しました遊佐町いじめ防止基本方針に基づき、対応しております。その一環としまして、ことし6月24日に開催されました第1回遊佐町青少年育成協議会にて、本町でのいじめの発生状況やいじめに関する各学校の取り組みを具体的に説明し、いじめの未然防止や対応のあり方について意見を聴取する機会を設けております。ご提案いただいたいじめ撲滅キャンペーンにつきましても、遊佐町青少年育成協議会にて話題にしていきたいと考えております。ご提案本当にありがとうございます。

本町のいじめの実態については、教育長に答弁をいたさせますが、本町では各学校での取り組みが成果を上げてきており、今後もきめ細かな対応をお願いしたいと考えております。

3番目の質問であります。町の観光の現状と取り組みについてであります。観光庁では、東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業として、ことし東北観光復興対策交付金を創設し、地域からの発

案に基づき実施されるインバウンドの取り組みを強く支援しております。東北地方の各自治体は、観光客増加につながるプランを観光庁に申請し、認可を受けると、事業の最大8割までを交付金として賄えることができます。本町といたしましてもこの交付金を活用し、観光誘客の取り組みを強化していきたいと考えております。

昨年に上がった情報によりますと、九州と東北はほぼ同じ人口があるのだそうでございますけれども、インバウンド、外国から訪れる観光客については、東北はほとんどそのパーセントが少なく、なかなかいわゆる来ていただける状態までないという形で、過日東北の6県の知事が台湾を合同で訪問しまして、ぜひとも東北に来ていただけるよういろんな施策を取り組みを始めたところであります。今年度は、この東北観光復興対策交付金の事業に、海外登山客向けの鳥海山登山マップの作成を申請し採択され、日本語、英語、韓国語と日本語、英語、中国語の2種類の3カ国語登山マップを、各3万部ずつ製作いたしました。ことし11月11日から14日間の日程で、実際に韓国の旅行代理店や登山ショップの訪問を行い、今回製作してきた日・英・韓の鳥海山登山マップの配布による誘客活動を行ってきたところであります。

また、山形県においてもこの交付金事業で鳥海山の登山道の道標、いわゆる道しるべを、今年度から来年度にかけて多言語表示による再整備を行う予定としております。そして、それについては、秋田県と同じ形式のものを使うように我が町では要望しております。

外国人に限らず、旅行中にスマートフォンやタブレット端末等を利用して観光情報を入手したり、観光地の写真や思い出を現地でリアルタイムにソーシャルネットサービスに掲載する人が非常にふえております。こうした旅行者の利便性や満足度を高めるために、新年度は町内観光施設のWi-Fi環境の整備をこの交付金事業に申請しております。既に整備済みの遊楽里に加え、この交付金を使って道の駅鳥海ふらっと、サンセット十六羅漢、遊佐駅、西浜コテージ村などに無料のWi-Fiサービスを拡充し、交流人口の拡大によるにぎわいの創出に町内の観光施設の付加価値を高めていきたいと考えております。

次に、来年8月2日に、イタリアのコスタクルーズ社の外航クルーズ船コスタネオロマンチカが酒田港に10時に入港、19時30分の出港予定であると伺っております。第1回目でありませけれども、今回は博多港など日本国内発着のツアー、東北ねぶた祭りと日本海周遊・釜山8日間の企画の中に、酒田港寄港が決定したものであります。そのため乗客の9割ほどは日本人となる見込みのようですが、これまでも酒田港に寄港している飛鳥IIの2倍以上の1,800名の乗客定員を持つ客船でありますので、寄港した際には多くの人が酒田港周辺を訪れることが予想されます。国・県・酒田市を中心にした官民一体組織プロスパーポートさかたポートセールス協議会の外航クルーズ船部会において、今後酒田港での歓迎イベントや物販、寄港時の乗客向けオプションツアーの造成などの対策を協議していくものと思われま。遊佐町はこの時期、特産の岩ガキや海・山の季節でもありますし、この機会に遊佐町の食と自然をPRするとともに、本町も協議会に参画しながら、寄港した際には乗客に遊佐町まで来ていただけるよう、ツアー造成など働きかけていきたいと思ひます。

実は、地方創生総合戦略のときに我が町では、やっぱり鳥海山においでいただくには特にクルーズ船で来れば、まず鳥海山が最初に入港する前に見えるでしょう。そうしたら、大平山荘を拠点に御浜までケーブルカーで行くような、そのような整備を、何もソフトだけではやっぱり地方創生はなり得ないと。やっぱりハードの準備も整えて、蔵王の山頂と同じくらいの高さまでならケーブルカー同じ県内なら可能では

ないですかということをおの企業局に既に提案させていただいております。クルーズ船が1回のみならず将来的にもおいでいただけるのであれば、そのような施設を県また民間等と力を合わせて要望することも、大切なことではないかと思っております。

近年本町は、情報発信がどちらかといえば不得手な町との評価を受けておりましたが、地域おこし協力隊に情報発信業務に力を入れていただいた結果として、YTSテレビで開催しているふるさとCM大賞につきましては、本当に昨年は若い人たちのアイデアや協力により、そして企画課企画係を窓口に制作したものが特別賞の中のアイデア賞を受賞いたしました。ことしは、11月15日に審査が開始され、その様子は12月26日月曜日の午後7時から放送予定と伺っております。審査の情報解禁は番組終了後のために、残念ながら公の場での発表は控えさせていただかねばならないところでありますが、今までにないすばらしい賞をいただいたという結果のようですので、ぜひ楽しみに当日の放送をごらんいただきたいと思っております。特に遊佐町で視聴率が断トツよかったという、そんな喜び合う町にしていきたいなと思っております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） それでは、私のほうから町長が答弁いたしましたことに補足して申し上げます。

国保税の関係で県内における収納率の順位はどれくらいかというご質問でありました。県から国民健康保険のほうに提供された資料によりますと、平成27年度現年分収納率は95.32%で、県内35保険者中21位となっております。県平均が94.04ということでありまして、1.28ポイント上回っている状況であります。

次に、町の不納欠損額はどれくらいかというご質問でありました。平成27年度の決算によりますと、町税全体で約910万円、うち国保税が約410万円ということでありまして、町全体で見ても国保税で見ても、不納欠損額は減少しているという状況でございます。

次に、未収納の町民の方への回収のためのアクションはどのようなやり方かというご質問でございました。国民健康保険証につきましては、毎年8月31日を更新時期としておりますが、前年度に未納があった世帯については、保険証を交付いたしておりません。この場合、未納がある世帯に対し国民健康保険係より更新時期前に通知を発送し、期間を設けて納税相談を実施しております。公平性を保つためにも、相談に応じて分納の約束をされた世帯には納付金額に応じて3カ月証もしくは1カ月証の短期間の保険証を交付することで対応をしております。その後、3カ月ごとの短期証の更新時期に同じように未納世帯に通知をして、納税相談されるように繰り返し指導をいたしております。

おしまい、収納率アップに向けての方策はというご質問でありました。未納世帯の生活状況を詳しく調査をさせていただきまして、その納付能力を把握するとともに、ライフアドバイザーと協力して国民健康保険の趣旨を説明をしながら、実情に合った滞納解消となる相談を行っております。最終的には収入の状況に応じた納税の計画を立ててもらっているという状況でございます。

ただ、納付できるにもかかわらず応じていただけない滞納者には、差し押さえ等の滞納処分を実施をさせていただくこともあります。一方、生活困窮者に対しては、執行停止あるいは不納欠損処分などの滞納整理を進めておるところでございます。また、毎年年末には町民課の全職員と、それから健康福祉課国民健康保険係職員の合同での徴収強化期間を設けて電話かけとか、それから自宅訪問などによって納付を促

しているところでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） それでは、時間も少ないようですので、簡潔に申し上げたいと思います。

いじめに関して本町の状況はどうであるかということ。各学校での対応、指導の状況はどうだろうか。そして最後に、いじめゼロに向けてのキャンペーンはどうでしょうかということでございます。

最初に、いじめを含め、不登校や虐待に関することについては、各小中学校から報告をいただき、教育委員会で集約しております。

本年度の数ということでしたけれども、過去4年の分もありましたので、申し上げたいと思います。平成25年が6校で17件、平成26年度が4校から8件、平成27年度が4校から12件、今年度は11月末の段階で4校から13件と、ゼロではないということで、全国で22万何がし、山形県でも昨年度5,888件か、そういう状況でございますので、町長の答弁にもありましたけれども、まだ子供たち発達途上人でありますので、仲たがいますときもあります。意地悪したくなることもあります。ですから、子供たちのいじめゼロというか、なかなか難しいのだということ踏まえながら、各学校には指導対応をお願いしているところでございます。

主ないじめの対応としましては、悪口や冷やかしのということです。重大な事件になってという情報もあるわけですが、そういうふうになる前に各学校で組織的、継続的に指導をしていただきまして、解消に向けて導いていただいていると。でも、その後ちょっとやっぱり心配だなと思うものは決してそこで終わりにしないで、また意を用いて見守っていただくと、そんなことをしていただいております。

いじめ発見のきっかけとしてしましてはやっぱり保護者からの訴え、本人からの訴えが多いです。したがって、各学校には児童生徒・保護者に寄り添った対応を徹底していただきまして、率直にその声を聞いて事実はどうであるか。また、その解消に向けてどういう対応が必要なのか。もちろんいじめられている子を守るということが一番ですが、町長の答弁もありましたけれども、いじめることによってしか自分の心の居場所を見つけれない子供たちがいるということが私は一番やっぱり心配なのです。その本人も、いじめは悪いということはわかっているのです。情緒的にどうしてもそうせざるを得ないという、そういう状況にある子供がいるということをお我々も真摯に受けとめたいと思います。

今申し上げましたように、いじめはどの学級、どの学校でも起こる得るということで、全ての教員が共通認識し、組織で対応すると。担任がもちろん核になるわけですが、校長以下組織を立ち上げておりますので、その状況によりましてどのぐらいの組織で対応するのか、そういうことで各種のアンケートであるとか、日常会話の様子からきめの細かい生活実態の把握に努めていただいております。

アンケート調査あるのかということでしたけれども、県でも2回はするよということ、それはきちんとやっていますけれども、それぞれの学校の方針でQ.Uなんていうのを県内に先駆けて一番最初に山形県は予算化していただいておりますので、そういったものを活用しながら実態把握に努めているということでございます。

それから最後に、いじめゼロに向けたキャンペーンをということでございました。もちろんいじめゼロという方向もいいのですけれども、遊佐町は例えば躍動する遊佐っ子10力条、これはプラス思考で言って

いるわけですが、そういうものも同じ流れに入ってくるのだと思います。山形県ではいじめをなくそう山形県民運動が、これも進めておられて、いじめ防止の標語等も募集していただいております。本町からも、優秀とか佳作とか出ており、もし時間があれば後ほど紹介したいと思います。そんなことで、町長答弁にありましたようにこのキャンペーン、町民挙げての運動、学校だけでなく地域、家庭挙げてという趣旨は大賛成でございますので、青少年育成協議会という町長を会長にする協議会がございますので、そこでも話題にしていきたいと考えております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

税金の回収について、私は今はバブル経済崩壊後、物があふれ貧困と格差が広がって、実は全国の中ではおにぎり食べたいと言って亡くなる方もいる時代でございます。払えるのに払わない方と払いたくても払えないという状況の方、カテゴリー2つに分かれると思います。例えばご主人亡くされたり、ご病気なったり、払いたくても払えないのだけでも、相談に来ただけでもという町民の方も私は対応したことがございます。私の町外の友人でも、会社を経営していたり店を長年やっていて、月末が来ると寝られないという電話ももらいます。実は時代はどんどん、どんどんもしかしたら見えない闇の中に行っているのかもしれない。そのときに今までのやり方とは違って、私は税金の回収率がどうか、財政はとても大事なのですが、一番言いたいのはこれからは払いたくとも払えない方たちのための対応の仕方、やはり払いますと庁舎に来ている方と、払いたいのだけでも、払えないという方では、例えば部屋をちょっと別にしたりとか、あと封筒でも払いなさいという書き方ではなくて、一言ちょっと相談に応じますとか、そういう心がけが大事な時代になってくるのではないかなと考えてこの質問をさせていただきました。投げたボールが遠くに行ってしまうとなかなか帰ってこなくて、このくらいで言いたいことはたくさんあるのですが、町民税、税金のほうはこのくらいにいたします。

そして、健康福祉課長のほうに最後に、税金につきましては今度県で一本化ということで、国民健康保険税は町で予算を組むのは今年度最後なわけなのですけれども、町民の方たち代表して、やはり余り上げてほしくないなという気持ちがございますので、健康福祉課のほうで県と平成30年度に国民健康保険制度一本化に向けての心構えというか、どのようにして考えているかをお聞かせ願えればと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

さきの11月18日の全員協議会のほうでも、一応議員の皆様方には国保の担当のほうから、平成30年度の本一本化でありますので、不確定要素もございますが、一応概要について今現在知り得ているものについては説明させていただいておりますけれども、基本的には今の国保の制度を引き継いでいくこととなりますので、保険証がただ山形県が保険者になります。各市町村が発行者という形で、今までどおり住所のある各市町村のほうで保険証は交付をされますけれども、同様に保険税につきましても、各市町村のほうで県の定める標準保険料負担額に基づいて算定することになってございます。先ほどの町長の答弁もありましたけれども、町のほうではこれまで法定外繰り入れ等も行ってきて、基金もほかの町よりは潤沢にございますので、今までも保険税については値上げをしておりません。平成30年度以降につきましても、その県

の標準保険料負担額定める段階では、各市町村で今もばらつきがございますので、それぞれ市町村に合った標準保険料が決まってくる。平均の収納率を見ますと、先ほども町民課長のほうから話ありましたが、県平均で大体94%ということがございますと、それが標準保険料収納率という形で示された場合、町のほうでは95%を超えておりますので、県の示した額よりは多く集まることとなりますので、それを平均の収納率に換算をしまして保険料を算定した場合は、今よりも安くなるという形も考えられますので、まずははっきりしたことが判明した段階で国保の運営協議会に諮りながら皆様方のほうにはお示しをするということになりますけれども、まずは不確定要素もございませうか。今現在決まっていることについては、必ず広報等を通じまして……

(「値上げはしないでいくよ」の声あり)

健康福祉課長(佐藤啓之君) お示しをしますので、今のところはまず値上げはしない方向で多分保険料の算定になるというふうに考えているところであります。

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 理解いたしました。

回収率トップの西川町は、元来私たち当町でもやっていた区長とか集落のトップの方が回収するというとても古風なやり方をやっております。しかしながら、現在は個人情報保護法があつたり、民生委員やっていた菅原和幸議員とか私もそうですが、やはり個々のお宅に国保の税金を回収に行くというのはとても、とても大変なことでございますし、そこに戻れとは言いませんが、やはり何らかの方策もぜひこれからも考えていただき、今健康福祉課長から言っていた、なるべく上げないようにしていくという気持ちは本当にありがたいので、よろしく願いいたします。

次に、教育長のほうに、いじめ対策の件なのですけれども、大体大きないじめの事件が起こると、教育長がやり玉に上がり、学校をどうしているのだと言われ、私は友人に教員もたくさんおりますので、その現場の悲哀も特に感じております。そして、国もすぐにいじめ防止対策推進法というものを出してきて、これからはもしいじめがあつて子供が命にかかわると感じたりしたときは、何と警察も導入できてしまうという、そういう法律になっております。しかしながら、本当に昔のけんかというのは親も出ず、子供同士がけんかして終わったのですが、最近ややこしいでございます。ただ、13歳の生徒さんに私は相談を受けました。いじめはございます。人と変わっていると言われた。つつつかれる。学校に来ると言われる。おまえは人と変わっていることを言う、やる。とにかくそういうマイノリティーの方たちが今とても普通に型にはめられる教育が日本ではなっておりますので、とてもそこが盲点となっております。そして、私が申し上げたいのは、誰が悪いとかどこに責任があつたとか、そこに時間を割くのではなく、前進的にみんなでのこの町の子供たちを守っていこうではないかという気持ちでやっていきたいと思うのです。

私がちょっと学校のほうに様子見に行こうかなと思うと、私はやはり議員という立場なので、とても警戒されますので、そこは前向きにはできませんが、子供たちの声は拾えます。私は、土門議員と同じ女性ですので、子供たちがとても声をかけてくれます。その中で拾い集めている言葉に、やはり大人に相談してもわかってくれないとか、学校に言うよりもお母さん、お父さんにも心配かけたくないとか、そういうお子様たちもたくさんおられます。優しい子供に限って、そういうふうに周りに気を使います。

教育長に質問なのですが、遊佐中学校の正面玄関入ってすぐ右手のところの壁に何が張ってあるかご存

じでしょうか、ひとつお答え願います。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） いろいろ見ているのですが、生徒会でいじめをなくそうということで取り組んでいるというポスターを見たことがありますし、いろいろありますので、玄関には早起き、朝御飯、躍動、早寝の取り組みも看板を立ててありますけれども、たくさん見ているものですから、どのことを言っているのかちょっとわからないので、教えてください。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） すばらしいお答えありがとうございます。

右側には等身大の女子生徒、男子生徒の体を書いてあって、ネクタイの締め方、靴下の位置、髪はどうなっていますかというような事細かく指導されています。すばらしい。しかしながら、私はぜひあそこにいじめノー、だめよと。そして、やはりいじめはこれからちょっと度が過ぎると自殺する子も出てくるかもしれません。実は犯罪です。これは大きな犯罪です。ここは、きちんと教えなくてはいけないのではないかなと思います。単純なことですが、大人たちがもう愚直なまでに丁寧に何回もいじめはだめだよ、ポスターを張る、そういう簡単なことでいいので、ぜひお願いしたいと思います。

そしてもう一つは、遊佐小学校の読み聞かせでボランティアさせていただいているのですが、そちらのほうで人形劇をやられている団体の方がございまして、ボランティアでそういうふう活動している女性たちも多くおります。中学校で例えばボランティアで人形劇を使っていじめはだめだよということを啓蒙する。高いギャラを払って講師を呼ばなくても大丈夫です。ぜひそういうペンをなめるのではなく、汗をかく仕事をしていただけるという、この提案についてはどうでしょうか、教育長お願いいたします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 中学校の話題が出ました。一番多感な時期で、先ほど申し上げました当然いじめられるというか、冷やかされ、からかわれあるいは仲間外れにされる、そういう子供たちをもちろんまず助けるというのが一番ですけれども、やっぱりそういうことでしか自分の心の安寧図れない生徒がいるのだと思います。いろんな面で出番もいただいて活躍している子供というのは、なかなか躍動しているまさに子供たちはそういうことは少ないのだと思いますけれども、今ご提案いただきましたので、私もそういえば等身大の大きなポスター見ております。生徒会でもいじめ、遊佐中学校でもあるいは酒田飽海の生徒会連絡協議会全体でも、話し合いの場にいじめゼロに向けた各校の取り組み等を協議する場もあるということも知っておりますので、こういう声が地域の方々からあるということも中学校、小学校にも伝えながら、いろんな場面を通していじめゼロ、もちろんこれもそうですけれども、やはり躍動する子供たち、遊佐っ子10カ条の中では広げよう思いやりの心で友達と輪と、そういうプラス思考も加味しながらアピールしていきたいと考えております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

ぜひこれからもチームワークを持ってガラス張りの学校、家庭、教育長と、教育委員会とガラス張りをお願いしたいと思います。

さて、最後になりました。企画課のほうの観光についての質問なのですが、霞ヶ関では何と今回私が手元している資料によりますと、東北全部のインバウンドやとにかく東北に力を入れるということで、どこでも東北です。山形県飯豊町、農家田舎暮らしプランの体験談とか、とても東北に力を入れてくださっています。そして、私はそのときに霞ヶ関のシンクタンク、頭脳集団の方に1つ手を挙げて発言してきました。東北、岩手、遠刈田、例えば陸前高田、秋田、鶴岡、すばらしい都市たくさんございますが、どうして私たち遊佐町とか大蔵村とかちっちゃい町は宣伝してくれないのですかと尋ねたら、黙っておられました。というのは、JTBさんでもどこの旅行会社さんでも、大きな東北の町や市はきちんと宣伝なっています。観光客も来ます。私たちの町は、どこの資料見てもポイントになっていないのです。ぜひ丸印でポイントお願いしたいのですということも話しました。

しかしながら、受け入れ態勢がやっぱり大事なのかなということも気づきまして、今回企画課のほうにご提案させてもらったその酒田港クルーズ、ネオロマンチカの話なのですが、私も先ほど町長がおっしゃったプロスポーツさかたポートセール協議会の会合に11月15日5時から行ってまいりました。そこで、コスタクルーズ日本社の糸川氏に会ってきました。そこで、私たちの遊佐町のパンフレットも持参しましてPRさせてもらったときに、どうしたら遊佐町に人を呼べるのでしょうかという話をしたときに、実は遊佐町には商工会という団体もございますが、商工会のほうでも福島の方で、2016年の全国大会のほうに福島に行ってきたときに、やはりいろんな地区の商工会の方が一生懸命町おこしをいらっしゃいます。ですから、商工会の方たちの女性部の人と連携して、例えば酒田港に1,000人とかのお客様来るのですが、そこから遊佐に行ってもどうやって来るのですか。来られないですね。ジオパークのバスがございまして、ジオパークのバスできちんとお迎えして、例えば美術館はなくてもこの前遊佐刺し子で賞をとった方もいらっしゃいます。まちづくりにぎわい創造館という商工会のすてきな公民館のような場所もございまして。そういうところで手づくりの美術館つくってもいいではないですか。そして、そこで遊佐のおいしいもの食べさせて、その方たちを気持ちよく、朝10時にいらっしゃった方、夜7時に帰る方を帰せばいいのです。ただ、それも失敗してはだめです。なぜかというと、口コミ、SNS、恐ろしいものです。できないことはしないほうがいいです。例えば1組、2組、3組、限られた方を、私たちが実際できる方たちを受け入れる。そして、その目標に向かって例えば稲川のまちづくりセンター、蕨岡のまちづくりセンター、西遊佐地区のほうでさまざまな活動している方がいらっしゃいます。その方たちも巻き込んで、そのゴールに向かって話し合う機会を役場が頭脳集団としてきちんと動けばできると思います。これは、8月2日にもう来たことですので、ぜひ、先ほど町長が高速サービスパーキングのほうはまだ先なので、セクションが設けられないとおっしゃった。あれも確かです。今回は近々です。8月2日です。そちらに向けて知恵を出し合って、ぜひ1組でも2組でも遊佐町のファンをふやすというやり方はいかがでしょうか、それが私の提案です。

そして、今回お手元の配布をお願いしてよろしいでしょうか。議長の許可をいただいてよろしいでしょうか。

議長(堀 満弥君) 許可いたします。

2番(松永裕美君) ちょっと時間ないので、配りながら話させていただきます。これちょっと大きく、傍聴の方にもこれ。

これは鳥海遊楽里温泉、あぼん西浜のほうのすばらしい温泉なのですが、なかなかお客様がふえないということで、私のほうで10個ぐらい課長のほうに提案させてもらいましたら、きちんと課長がつないでくださって、きちんと遊楽里のほうの西浜あぼんの支配人のほうで苦慮してくださって、これは何と手づくり、お金がかかりません。そして、ごゆっくりどうぞ、ハブ・ア・ナイスデー、外国人、インバウンドの方向けでもございます。ゆっくりはてくれ、これは国内からの旅行者にも対応できます。これを脱衣所のかごの中全部に入れてくれました。お子様連れのお母様たちは、これで英語を教えながら入浴もできるという話や、あとおばあちゃんたちはきょうはばばのどこさいれっがのとか、きょうはべいちゃんの、お姉ちゃんのどこさいれっがのと、コミュニケーションをとっています。本当に笑ってしまうくらい小さな、小さな活動ですが、提案したことが可視化になり具体化して、実際行動に移している。PDCAそのままです。プラン、ドゥー、チェック、アクション、これをきちんとやっていっしやるのが現場の方たちです。やっているではないですか。やれるではないですか。私は、こういう小さな取り組みが大好きです。

では、答弁お願いいたします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） いろいろたくさん質問いただきましたので、ちょっとどれから答えていいのかわからないのですが、まず初めにコスタネオロマンチカのこの部分についてお答えしたいと思います。

議員も、先月の15日にコスタクルーズ社の日本支社の系川社長が講演したあの講演会のほうに行ってきたということでしたが、これは翌日の16日に山形新聞のほうに載っていましたので、どんなお話をされたかをちょっと少しだけご紹介いたしますと、船がどんな客層を連れてくるのか情報を得ることがおもてなしやビジネスにつながる。それから、カテゴリーや乗客の国籍に応じて戦略が変わることを強調。そして、寄港地観光は、家族向けに施設の入園料と往復バスとのセットや海水浴場までの送迎と昼食のセットなどを考えていると。そして、今までの発想を変えて攻めるのがいいと思うというような内容を講演されたということで記事が載ってございました。町としては、まだ具体的な考えは持っておりませんが、これらの社長の講演を参考にしながら庄内観光コンベンション協会、それからプロスポーツかたの協議会の誘致部会等々を通じて本町の海水浴場、それから鳥海山にも足を運んでいただけるように進めていきたいというふうに思っております。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

要は、そこでではお客様をどうやって予約するのという疑問に、私全部具体的に申しわけございません、全部具体的に考えて行動しておりますので。系川社長に聞きました。私たちはどうやって予約すればいい。リザーベーションどうするのですかと。例えば皆さん旅行行かれますよね。そうしたら、そこでホテルのカウンターとか旅行会社に予約します。そうしたら、私たちの町はどうやって自分の町をPRすればいいのですかと聞きましたら、社長いい方なのです。ヒントを教えてくださいました。松永さん、前の寄港はどこか調べて、その前の寄港場でちっちゃなデスクをつくるのです。2組なら2組、3組と、そこでリザーベーションをとるのです。そして、次の寄港地に行ってそこでお客様を歓迎すればいいのではないですか。その時点でお客様の好みも年代も国籍もわかるではないですか、そういうヒントをいただきました。これは、

あくまでもヒントです。皆さんで知恵を出し合って、あすの遊佐町をつくっていかうではありませんか。

そして、まとめさせてもらいます。私は、健康保険の滞納で苦しんでいる町民の方も、親に言えずひとり悩んでいじめを受け、毎日どうやってこれからやっていけばいいのと、10歳、9歳、11歳、小さな胸を痛めているお子さんたちにも、初めて酒田港から遊佐町にいらっしゃるお客様にもみんなに、行政側、私たち町会議員、そして遊佐町に住んでいるみんなが力を合わせて、心を込めて対応して仕事をしていったら、必ずよい方向に進むのではないかと思います。とてもすばらしい人材がこの町にはあふれております。すぐには結果は出なくても、やはりきり輝くような町を、ちょっと照れくさいですが、情熱を持ってやっていくしかないのではないかなと思います。そして、いつかは私たちも介護される立場になります。もしかしたら、私が町長の車椅子を押さなければいけなくなる時もあるかもしれません。でも、それはだんだん引き継がれていくことです。私も、孫にそうされる日がやってきます。そして、交流人口をふやすとか受け入れをどうするか、難しいことは頭脳集団、シンクタンクの皆様で考えていただいて、本当は一番最後にお伝えしたかったことは、大工の棟梁が一番最後に呼びとめて、ああ、松永さん、間違っただ。大事だなの。ここから方言でいきます、バイリンガルなので。「松永さん、まちがた、基礎でも何でもねえ。柱でもねえ。一番でんじだなの、心」と棟梁が言っていました。

これで松永裕美、一般質問を終わらせて……町長お願いいたします。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まさに松永さんのハートがしっかりと私たちに伝わったという思いで聞かせていただきました。

本当にいろいろアクションを起こしながら、必死にこの町の自立をしかけていっているわけですけども、この間フードフェスタのときに、バナナマンの芸人の日村さんが遊佐駅におりたと。だけれども、遊佐駅あとカレー食べられなくて帰っていったけという話を聞きました。そうしたら、何ととりみ亭に行って大勢で遊佐カレーを食べて、それがテレビに放映なるのではないかという情報も寄せられております。いろんなちっちゃな取り組み、それからマスコミの光が当てていただける分をやっぱり町として必死に受けとめながら、また目立つように発信する力も蓄えながら、またいままちづくりに邁進してまいろうと思いますので、皆さんのお力添えを賜りたいと思います。ありがとうございました。

議 長（堀 満弥君） これにて2番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時59分）

休

憩

議 長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時15分）

議 長（堀 満弥君） 日程第2から日程第13まで、議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算6件、議第93号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての

ほか条例案件4件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会議務局長。

局長(富樫博樹君) 上記議案を朗読。

議長(堀満弥君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)。本案につきましては、今年度の歳入全般について収納状況を見通し、歳出においては各種事業における変更や新規事業への対応を行った結果として、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億600万円とするものであります。

歳入について主な内容を申し上げますと、国庫支出金では、安心・安全な学校づくり交付金で2,300万円を減額するなど、2,298万7,000円を減額。県支出金では、経営体育成支援事業費補助金で1,593万2,000円、中山間地域水田農業活性化事業費補助金で500万円をそれぞれ減額する一方、担い手確保・経営強化支援事業補助金で1,539万9,000円を増額するなど、515万3,000円を減額。交付金等では、普通交付税で6,967万円を増額、町債では臨時財政対策債で100万円、漁港整備事業債で1,260万円をそれぞれ増額する一方、対象事業費の精査に伴う減額により1億9,710万円を減額。そのほか、ふるさと納税寄附金で2,000万円、障害者自立支援給付費負担金精算金で197万円を増額するなど、歳入補正総額で1億3,300万円を減額計上するものであります。

一方、これに対する歳出の主な内容を申し上げますと、総務費では、企画費のふるさとづくり寄附金事業で1,756万6,000円を増額するなど、2,404万9,000円を増額。農林水産業費では、林業振興費の松くい虫防除事業で3,000万円を増額するなど、3,683万9,000円を増額。土木費では、住宅管理費の若者定住町営住宅建設事業で1億7,900万円を減額するなど、1億7,439万9,000円を減額。教育費では、学校管理費の中学校施設改良事業で3,542万円を減額するなど、2,429万7,000円を減額、そのほか、事業費の精査等により歳出補正総額で1億3,300万円を減額計上するものであります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、御浜公衆トイレ改築事業に当たり、年度内の完成が見込めない状況であることから今回新たに計上するものであります。

議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。本案につきましては、繰越金、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金の増額が主なものであり、歳入歳出の総額に1億1,750万円を増額し、歳入歳出予算の総額を20億3,000万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で1億1,750万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、保険給付費の療養諸費で7,832万円、高額療養諸費で1,800万円、出産育児諸費で168万円、後期高齢者支援金で400万円、共同事業拠出金の高額医療費拠出金で750万円、保険財政共同安定化事業拠出金で800万円をそれぞれ増額するものであります。

議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、簡易水道区域の事業の精査により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億

9,929万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、雑入で9万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で、職員給料を3万円増額、維持費で、光熱水費を6万円増額するものであります。

議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る、一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ900万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億6,730万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰入金で500万円、繰越金で400万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で900万円を増額するものであります。

議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る、一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万円を増額し、歳入歳出予算を9,433万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で33万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で33万円を増額するものであります。

議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、介護保険制度改正に係るシステム改修費の補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億1,990万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰入金の、一般会計繰入金で200万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては総務費の、総務管理費で226万6,000円を増額し、介護認定審査会費で26万6,000円を減額するものであります。

議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)。本案につきましては、平成28年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用における総係費の、給料で3万円、備品消耗品で5万円をそれぞれ増額し、水道事業費用予定額を3億353万4,000円とするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的収入について、企業債で6,000万円、補助金で3,578万円をそれぞれ減額し、資本的収入予定額を6,300万円とするものであります。

これに対応する資本的支出につきましては、建設改良費で5,450万円を減額し、資本的支出予定額を2億8,880万円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,580万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,228万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,786万円及び建設改良積立金取り崩し8,565万1,000円で補填するものであります。

議第93号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。

改正の要旨につきましては、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例及び再生可能エネルギー発電施設等に係る固定資産の課税標準の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の税率を軽減する特例の延長及び修正申告等の場合において延滞金の計算期間の見直しを行い、あわせて所要の規定を整理するものであります。

議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方税法等の一部を改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

改正の要旨につきましては、町民税で分離課税される特例適用利子等または特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

議第95号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方税法等の一部の改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。

改正の要旨につきましては、わがまち特例の割合を定め、課税標準の特例について、引用規定を整備するものであります。

議第96号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域密着型通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準について、関係する規定を整備する必要があるため、提案するものであります。

議第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に鑑み、一般職及び特別職の職員の給与の改定を行うため、提案するものであります。

以上、補正予算案件7件、条例案件5件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） 次に、日程第14、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算6件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会副委員長の松永裕美議員、同副委員長については高橋冠治議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に松永裕美議員、同副委員長には高橋冠治議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後3時42分）